

都営住宅機械設備工事共通仕様書

(令和2年10月)

東京都住宅政策本部

都営住宅機械設備工事共通仕様書

目 次

第1章	一般共通事項	1
第1節	一般事項	1
1. 1. 1	適用範囲	1
1. 1. 2	用語の定義	1
1. 1. 3	工事の下請負	1
1. 1. 4	疑義に対する協議等	1
1. 1. 5	工事区分	1
1. 1. 6	既済部分払い	1
1. 1. 7	契約不適合の修補	2
1. 1. 8	提出書類	2
1. 1. 9	保険の加入及び事故の補償	2
1. 1. 10	公共事業労務費調査に対する協力	2
1. 1. 11	各種点検、調査、見学会等への協力	3
1. 1. 12	工事施行の適正化	3
1. 1. 13	建設副産物の処理等	3
1. 1. 14	建設発生土	4
1. 1. 15	建設廃棄物の適正処理	5
1. 1. 16	工事实績情報の登録	5
1. 1. 17	過積載の防止	5
1. 1. 18	日雇労働者の雇用	5
1. 1. 19	個人情報の保護	5
1. 1. 20	関係法令等の遵守	5
1. 1. 21	実施工程表	6
1. 1. 22	施工計画書	6
1. 1. 23	施工図等	6
1. 1. 24	工事報告書等	6
1. 1. 25	設計説明事項	6
1. 1. 26	不当介入に対する通報報告	6
1. 1. 27	設計変更等	6
1. 1. 28	工事の一時中止に係る事項	6
第2節	工事現場管理	6
1. 2. 1	工事現場管理	6
1. 2. 2	現場代理人、監理技術者等	6
1. 2. 3	施工体制等	6
1. 2. 4	原形復旧工事の立会い	8

1. 2. 5	建設機械の使用	8
1. 2. 6	環境により良い自動車利用	8
1. 2. 7	安全確保	8
第3節	機器及び材料	9
1. 3. 1	使用機材	9
1. 3. 2	室内空気汚染低減	9
1. 3. 3	機材の搬入	9
1. 3. 4	機材の検査等	9
1. 3. 5	機材の保管	10
1. 3. 6	環境への配慮	10
1. 3. 7	建築設備の構造強度	10
第4節	記 録	11
1. 4. 1	試験、施工等の記録	11
1. 4. 2	しゅん功図	11
1. 4. 3	配管の識別その他	12
第2章	衛生器具設備工事	13
第1節	一般事項	13
2. 1. 1	適用範囲	13
第2節	器具及び材料	13
2. 2. 1	器具及び材料	13
第3節	施 工	13
2. 3. 1	器具の取付け及び接続	13
第3章	給水設備工事	15
第1節	一般事項	15
3. 1. 1	適用範囲	15
第2節	機器、器具及び材料	15
3. 2. 1	配管材料	15
3. 2. 2	弁 類	15
3. 2. 3	定水位弁	15
3. 2. 4	水用減圧弁	15
3. 2. 5	自動エア抜弁	15
3. 2. 6	吸排気弁	15
3. 2. 7	ストレーナ	15
3. 2. 8	給 水 栓	15
3. 2. 9	計器その他	15
3. 2. 10	水 栓 柱	16
3. 2. 11	弁ボックス及び量水器ボックス	16
3. 2. 12	雑 材 料	16

3. 2. 13	伸縮管継手	16
3. 2. 14	防振継手	16
3. 2. 15	フレキシブルジョイント	16
3. 2. 16	接合材料	16
3. 2. 17	加圧式給水システム	16
3. 2. 18	増圧直結給水システム	17
3. 2. 19	電動機	17
3. 2. 20	水槽	18
3. 2. 21	残留塩素測定器	18
3. 2. 22	さや管ヘッダー配管システム	18
第3節 施工		18
3. 3. 1	配管工法	18
3. 3. 2	勾配	20
3. 3. 3	埋設深さ	20
3. 3. 4	管の接合	20
3. 3. 5	支持間隔	21
3. 3. 6	機器の据付け	21
3. 3. 7	配管の識別その他	21
3. 3. 8	試験、検査及び消毒	21
3. 3. 9	水質試験	23
第4章 排水・通気設備工事		24
第1節 一般事項		24
4. 1. 1	適用範囲	24
第2節 機器、器具及び材料		24
4. 2. 1	使用材料	24
4. 2. 2	弁類	24
4. 2. 3	排水器具	24
4. 2. 4	汚水枳(インバート枳)	24
4. 2. 5	排水枳(ため枳)	24
4. 2. 6	枳用蓋	24
4. 2. 7	プラスチック枳	24
4. 2. 8	雑材料	25
4. 2. 9	接合材料	25
第3節 施工		25
4. 3. 1	配管工法	25
4. 3. 2	勾配	25
4. 3. 3	管の接合	25
4. 3. 4	異種管の接合	25
4. 3. 5	支持間隔	25

4. 3. 6	差込ソケット（伸縮継手）	26
4. 3. 7	埋設配管及び構造物	26
4. 3. 8	試験及び検査	27
第5章 給湯設備工事		28
第1節 一般事項		28
5. 1. 1	適用範囲	28
第2節 機器、器具及び材料		28
5. 2. 1	配管材料	28
5. 2. 2	給湯栓	28
5. 2. 3	雑材料	28
5. 2. 4	接合材料	28
5. 2. 5	給湯器ユニット	28
5. 2. 6	浴槽	29
第3節 施工		29
5. 3. 1	配管工法	29
5. 3. 2	管の接合	30
5. 3. 3	支持間隔	30
5. 3. 4	機器の据付け	30
5. 3. 5	試験	30
第6章 消火設備工事		32
第1節 一般事項		32
6. 1. 1	適用範囲	32
第2節 機器、器具及び材料		32
6. 2. 1	配管材料	32
6. 2. 2	弁類	32
6. 2. 3	消火機器	32
第3節 施工		33
6. 3. 1	配管工法	33
6. 3. 2	管の接合	34
6. 3. 3	支持間隔	34
6. 3. 4	機器の据付け	34
6. 3. 5	埋設深さ	34
6. 3. 6	配管の識別その他	34
6. 3. 7	試験及び検査	34
第7章 換気設備工事		35
第1節 一般事項		35
7. 1. 1	適用範囲	35

第2節 機材	35
7. 2. 1 換気扇類及び付属部品	35
7. 2. 2 スパイラルダクト	36
7. 2. 3 フレキシブルダクト	36
第3節 施工	36
7. 3. 1 ダクトの接合、製作及び取付け	36
7. 3. 2 支持間隔	36
7. 3. 3 機器の据付け及び取付け	36
7. 3. 4 試験及び検査	36
第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）	37
第1節 塗装工事	37
8. 1. 1 適用範囲	37
8. 1. 2 塗装部分	37
8. 1. 3 塗装の承認	37
8. 1. 4 素地ごしらせ	37
8. 1. 5 塗料	37
8. 1. 6 塗装基準	37
8. 1. 7 防錆	37
8. 1. 8 エポキシ樹脂コーティング及びライニング	37
8. 1. 9 垂鉛めっき	37
第2節 防露・保温工事	38
8. 2. 1 適用範囲	38
8. 2. 2 防露・保温基準	38
8. 2. 3 材料	39
8. 2. 4 施工	39
8. 2. 5 埋設管類の防食	39
第9章 昇降機設備工事	40
第1節 一般事項	40
9. 1. 1 適用範囲	40
9. 1. 2 耐震施工	40
9. 1. 3 所要性能	41
9. 1. 4 非常時の安全対策	41
9. 1. 5 別途工事	41
第2節 各種仕様	41
9. 2. 1 巻上機	41
9. 2. 2 電動機	42
9. 2. 3 受電盤及び制御盤	42
9. 2. 4 自動着床装置	42

9. 2. 5	ブレーキ	42
第3節	昇降路	42
9. 3. 1	レール	42
9. 3. 2	レールブラケット	42
9. 3. 3	ガイドシュー	42
9. 3. 4	主索	43
9. 3. 5	張力平衡用ばね	43
9. 3. 6	ロープ自重の補償装置	43
9. 3. 7	釣合いおもり	43
第4節	かご	43
9. 4. 1	かご枠	43
9. 4. 2	かご床	43
9. 4. 3	かご室	43
9. 4. 4	かごの戸	44
9. 4. 5	かご操作盤	44
9. 4. 6	照明器具	44
9. 4. 7	停電灯	44
9. 4. 8	換気扇	44
9. 4. 9	かご内位置表示器	45
9. 4. 10	防犯カメラ設備	45
9. 4. 11	標識	45
9. 4. 12	いたずら呼びキャンセル装置	45
9. 4. 13	照明自動休止装置	45
第5節	乗場	45
9. 5. 1	乗場枠	45
9. 5. 2	敷居	45
9. 5. 3	位置表示器及び乗場押しボタン	45
9. 5. 4	乗場の戸	46
第6節	安全装置	46
9. 6. 1	かごの戸及び乗場スイッチ	46
9. 6. 2	乗場戸ロック	46
9. 6. 3	戸繰返し反転機構	46
9. 6. 4	非常停止スイッチ	46
9. 6. 5	過速安全スイッチ	46
9. 6. 6	電磁ブレーキ	46
9. 6. 7	非常止め装置	46
9. 6. 8	リミットスイッチ	46
9. 6. 9	ファイナルリミットスイッチ	46
9. 6. 10	緩衝器	47
9. 6. 11	低速自動救出運転装置	47

9. 6. 12	過荷重検出装置	47
9. 6. 13	各階強制停止装置	47
9. 6. 14	冠水検知センサー	47
9. 6. 15	安全装置の構造	47
9. 6. 16	戸開走行保護装置	47
9. 6. 17	視覚障害者向仕様	47
9. 6. 18	音声案内装置	48
第7節	連絡装置及び警報装置	48
9. 7. 1	インターホン	48
9. 7. 2	警報装置	48
第8節	身体障害者対応	49
9. 8. 1	福祉型	49
第9節	遠隔監視装置	50
9. 9. 1	設備構成	50
9. 9. 2	設備監視基本仕様	50
9. 9. 3	設備監視機器	51
9. 9. 4	施工方法	51
9. 9. 5	工事範囲	51
第10節	地震時管制運転装置	52
9. 10. 1	地震時管制運転装置	52
第11節	塗装その他	53
9. 11. 1	塗 装	53
9. 11. 2	表 示	53
9. 11. 3	付属品、予備品及び工具	53
9. 11. 4	技術管理その他	54
第10章	機械式駐車設備工事	55
第1節	一般事項	55
10. 1. 1	適用範囲	55
第2節	機材及び施工	55
10. 2. 1	駆動装置	55
10. 2. 2	構 造 体	55
10. 2. 3	搬 器	55
10. 2. 4	運転操作盤	55
10. 2. 5	電源盤及び制御盤	55
10. 2. 6	安全装置	55
10. 2. 7	耐震措置	55
10. 2. 8	塗 装	55
10. 2. 9	電気配線	55
10. 2. 10	付属品及び予備品	55

10. 2. 11	試 驗	55
10. 2. 12	工事区分	56
参考資料	国際単位系 (SI) 換算表	57

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

- 1.1.1 適用範囲
- 1 都営住宅機械設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、東京都機械設備工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）を補足するものであり、住宅、付帯施設及び併存施設に適用するものとする。ただし、併存施設については第1章のみ適用し、その他の項目については標準仕様書の定めるところによる。
 - 2 設計図書の適用の優先順位は標準仕様書 1.1.1.1(3)による。
 - 3 この共通仕様書の適用の優先順位は、標準仕様書 1.1.1.1(3)の「エ 図面」に次ぎ、かつ、「オ 標準仕様書」に優先するものとする。
- 1.1.2 用語の定義
- 住宅：都営住宅をいう。
中層住宅：都営住宅で階数が3以上で5以下のものをいう。
高層住宅：都営住宅で階数が6以上で19以下のものをいう。
超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。
付帯施設：集会所、ポンプ室等をいう。
併存施設：保育所、児童館、図書館、各区市施設等をいう。
器材の品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が住宅部品、設備機器等について、公共住宅としての品質・性能等を判断するために、試験方法も含めて定めた基準（以下「品質・性能基準」という。）をいう。
- 1.1.3 工事の下請負
- 標準仕様書 1.1.1.6 によるほか、下請負人との契約及び下請負代金の支払は、責任をもって適正に行う。
- 1.1.4 疑義に対する協議等
- 標準仕様書 1.1.1.12 による。
- 1.1.5 工事区分
- 1 本工事施工用のスリーブは、別途指示するスリーブ図により主体建築工事において施工する（併存施設部分のスリーブも同様とする。）。
受注者は、施工の際には必ず立ち会い、スリーブ位置等の確認を行う。
 - 2 使用したスリーブ周りの補修、穴埋め等は、本工事で施工する。
- 1.1.6 既済部分払い
- 1 超高層住宅及び高層住宅の屋内給水衛生設備工事、昇降機設備工事又は空調設備工事で、かつ、表 1.1.1 の条件に該当する場合は、既済部分払いを求めるため、既済部分の検査を請求することができる。
 - 2 既済部分の代価は、受注者が当該工事の参考数量内訳書等から作成した代価認定率表を、監督員が精査した上で認定する。

表 1.1.1 既済検査受検可能回数及びその段階の基準

契約金額	検査回数	検査段階基準
15,000万円未満。ただし、5,000万円未満の工事で、主体建築工事の工期が350日未満のものを除く。	1回以内	原則として、住戸内配管完了時。ただし、他の工種の完了時との兼ね合いで変更することができる。
15,000万円以上	2回以内	上記に加え、それ以外の工種の完了時

1.1.7
契約不適合の
修補

- 1 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び付帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。
- 2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び付帯施設の部分以外の併存施設部分は、東京都（以下「都」という。）が直接請求する。この場合において、次の3から5までにおいて「住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。
- 3 受注者は、住宅の引渡し時に、契約不適合の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。
- 4 受注者は、住宅の引渡しに当たり、公社係員の点検を受け、契約不適合があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から契約不適合の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。

1.1.8
提出書類

監督員に対し提出する書面の様式は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）による。ただし、これに定めのないもの（提出部数を含む。）は、監督員の指示による。

1.1.9
保険の加入及
び事故の補償

標準仕様書 1.1.1.19 による。

1.1.10
公共事業労務
調査に対する
協力

- 1 本工事が都の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し、都に提出する等、必要な協力をしなければならない。この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても、同様に協力しなければならない。
- 2 受注者は、調査票等を提出した事業所が、都の事後訪問調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても同様に協力しなければならない。
- 3 受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法等にのっとり就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存する等、使用している現場労働者の賃金、労務日数、時間等の記録を適切に管理しておかななければならない。
- 4 受注者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、その下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記3と同様の義務を負う旨を当該下請負契約中に定めなければならない。

1.1.11
各種点検、調査、見学会等への協力

- 1 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- 2 上記1の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示があった場合、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 3 監督員が現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

1.1.12
工事施行の適正化

受注者は、工事の履行を、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。

1.1.13
建設副産物の処理等

- 標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。
- 1 建設副産物の処理は、次のとおりとする。
 - (1) 必要書類の提出等
受注者は、工事に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に取りまとめて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書とともに監督員に提出する。
なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都都市整備局）（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都都市整備局）とする。以下同じ。）による。
 - (2) 建設副産物情報交換システムの活用
本工事は建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）への登録対象工事とし、受注者は、工事の実施に当たって COBRIS の活用を図るものとする。受注者は、施工計画の作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じたときは、速やかに COBRIS にデータ入力を行い、データ入力の都度、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出してその確認を受ける。
「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）」に必要なデータを入力して作成し、作成後、これらを監督員に提出する。
受注者は、工事の完了後速やかに、「東京都建設リサイクルガイドライン」に従い、実施状況を記録し、報告するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存する。
 - 2 再生資材を使用することとなっている工事で、特記があるものは、COBRIS の積極的活用を図る。
 - 3 本工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）を遵守する。建設リサイクル法による書類作成等については、「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都都市整備局）を参照する。
 - 4 建設副産物は処理方法に応じた分別及び保管の徹底により、効率的回収に努める。
 - 5 コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する場合は、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。
また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

1.1.14
建設発生土

- 1 建設発生土の取扱い
本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都都市整備局）に基づき、掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。
- 2 建設発生土の処理
建設発生土の処理は、特記による。
- 3 「建設発生土搬出のお知らせ」の提出
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設発生土を工事現場外に100 m³以上搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ」を3部作成する。
1部を自ら保管し、残りは次のとおり提出する。ただし、新海面処分場及び海面処分場へ提出する場合は除く。
 - (1) 1部を施工計画書に添付して提出する。
 - (2) 1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口へ提出する。
「建設発生土搬出のお知らせ」の様式、提出先等については、監督員の指示による。
受注者は、都以外の県に所在する民間受入地に建設発生土を搬出する場合は、当該民間受入地が所在する市町村の建設発生土担当窓口へ提出先を問い合わせる。
- 4 土砂伝票等による管理
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設発生土を受入機関に提出する場合は、受入機関の定める土砂伝票（土砂搬入管理券等、発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）及び自ら作成する集計表を監督員に提出する。
なお、工事間利用及び民間受入地の場合も、「東京都建設リサイクルガイドライン」による。
- 5 異物混入の防止
 - (1) 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
 - (2) 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- 6 民間受入地確認制度
受注者は、特記等により民間受入地に搬入する場合は、民間受入地が「東京都建設リサイクルガイドライン」に定義する適正な受入地であることを事前に確認し、「搬入予定民間受入地届」を施工計画書に添付し提出する。
また、運搬等の記録を工事記録写真に撮影して監督員に提出し、民間受入地への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは「民間受入地搬入確認報告書」を作成し、監督員に提出する。
- 7 リサイクル証明書による有効利用の確認
受注者は、特記等により、民間受入地に建設発生土を搬入した場合は、その有効利用が完了したときに、民間受入事業者から「リサイクル証明書（建設発生土）」の作成を求めるものとし、関係法令に基づく許可証の写し及び現地状況を撮影した写真を添付して提出させる。
受注者は、提出された「リサイクル証明書（建設発生土）」を「民間受入地搬入確認報告書」に添付して、監督員に提出する。
- 8 汚染土壌の対応
工事中に土壌汚染の疑いが生じた場合は、監督員に直ちに報告し、対応につ

	いて協議する。
1. 1. 15 建設廃棄物の 適正処理	<p>標準仕様書 11. 1. 3. 2 及び東京都建築工事標準仕様書第 29 章によるほか、次による。</p> <p>泥土、建設廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、受注者の責任において適正に処理する。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 27 に基づき、産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を委託した本工事受注者（産業廃棄物排出事業者）は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までに、東京都環境局に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する。提出に当たっては、東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」を参照する。ただし、電子マニフェストを交付した場合は、報告手続は要しない。</p>
1. 1. 16 工事实績情報 の登録	<p>本工事の契約金額が 500 万円以上の場合は、工事实績情報システム（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。</p> <p>登録手続については標準仕様書 1. 1. 1. 7 による。</p>
1. 1. 17 過積載の防止	<p>標準仕様書 1. 1. 1. 17 によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）による。</p> <p>また、受注者は、都が工事等を発注する建設等事業場について過積載の実態を調査する「過積載防止対策実施状況調査（巡回）の実施」に協力する。</p>
1. 1. 18 日雇労働者の 雇用	標準仕様書 1. 1. 1. 22 による。
1. 1. 19 個人情報の保 護	<ol style="list-style-type: none"> 1 都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報 は全て都が保有する個人情報であり、都の許可なく複製し、複製、又は第三者 への提供をしてはならない。契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び出入退室管理の 可能な保管室に格納する等適正に管理する。 (2) 個人情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じる。 (3) その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。 3 都から提供を受け、又は受注者が収集し若しくは作成した個人情報が記録さ れた資料等（電子媒体に記録されたものを含む。）について、受注者は、契約の 終了後直ちに当該資料等を都に返還し、又は引き渡さなければならない。 4 受注者は、上記 1 から 3 までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあ ることを知ったときは、速やかに都に報告し、都の指示に従わなければならない。 い。
1. 1. 20 関係法令等の 遵守	<p>標準仕様書 1. 1. 1. 18 によるほか、次による。</p> <p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、 関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを 遅滞なく行う。</p>

1.1.21 実施工程表	標準仕様書 1.1.2.1 による。
1.1.22 施工計画書	標準仕様書 1.1.2.2 による。
1.1.23 施工図等	標準仕様書 1.1.2.3 による。
1.1.24 工事報告書等	標準仕様書 1.1.2.4 による。
1.1.25 設計説明事項	別紙「設計説明書」による。
1.1.26 不当介入に対する通報報告	標準仕様書 1.1.1.25 による。
1.1.27 設計変更等	設計変更等に関する考え方及び手続については、工事請負契約書第 17 条から第 23 条までのほか「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都財務局）による。 「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」については、東京都財務局ホームページを参照する。
1.1.28 工事の一時中止に係る事項	標準仕様書 1.1.1.13 による。

第 2 節 工事現場管理

1.2.1 工事現場管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意する。 2 工程表は、主体建築工事又は整備工事の受注者と打ち合わせ、概成工期について確認した上で作成する（標準的な建設工事の場合、工期の 15 日から 20 日前までを概成工期とし、残りの期間は、関連工事の総合運転調整等の期間としている。）。 3 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、共通仕様書のほか、標準仕様書、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）その他の関係法令等に定めるところにより、常に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努める。 なお、上記に伴う費用は、受注者の負担とする。
1.2.2 現場代理人、監理技術者等	標準仕様書 1.1.1.5 によるほか、現場代理人は腕章を着用する。
1.2.3 施工体制等	<p>標準仕様書 1.1.1.10 によるほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監理技術者等の配置

- (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合においては、監理技術者を配置しなければならない。

なお、受注者が共同企業体の場合は、1 社以上の構成員が監理技術者を配置し、当該構成員以外の構成員は主任技術者を当該現場に配置する。
- (2) 契約金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事において配置する監理技術者等は、専任の者でなければならない。
- (3) 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

なお、監理技術者等の交代については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）による。
- (4) 監理技術者等は、工事を適正に施工するために、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない。
- (5) 本工事に関する契約の締結が議会の議決を要する場合、都議会で議決され契約が締結されるまでの間は、配置予定の監理技術者等は、他の工事に専任で従事することができる。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については、工事現場への専任を要しない。

なお、この期間のうち、イに限っては、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができる。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

イ 工事用地等の確保が未了であること、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査の実施等により、工事が全面的に一時中止している期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

ウ 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (7) 監理技術者等が、技術研鑽^{さん}のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は監督員、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- 2 施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約等についても記載するものとする。
- 3 工事現場では、施工体系図のほか、次の標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
 - (1) 建設業法の標識（受注者のもののみ。）

(2) 労災保険等の標識

1.2.4
原形復旧工事
の立会い

本工事又は他の工事で既に施工が完了している箇所について、本工事の施工のためにその一部又は全部を破壊する場合は、受注者の責任において原形に復旧する。

また、原形に復旧する場合は、監督員の立会いを要する。

1.2.5
建設機械の使用

標準仕様書 1.1.5.6 及び 1.1.5.7 による。ただし、該当する建設機械は次による。

また、ディーゼル仕様の建設機械を使用する場合の燃料は、標準仕様書 1.1.3.14 による。

1 次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

(1) 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力 8 kW～560kW）

ア バックホウ

イ ホイールローダ

ウ ブルドーザ

(2) 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力 7.5kW～260kW）

ア 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

イ 空気圧縮機（可搬式）

ウ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）

エ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

オ ローラ類（ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラー）

（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

2 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

(1) バックホウ

(2) クラムシェル

(3) トラクターショベル

(4) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

(5) 油圧式杭圧入引抜機

(6) アースオーガー

(7) オールケーシング掘削機

(8) アースドリル

(9) ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー

(10) アスファルトフィニッシャー

(11) 空気圧縮機

(12) 発動発電機

3 次の建設機械には、低振動型のものを用いる。

(1) バイブロハンマー

1.2.6
環境により良
い自動車利用

標準仕様書 1.1.3.15 による。

1.2.7
安全確保

標準仕様書 1.1.3.6 及び 1.1.3.8 によるほか、次による。

1 足場の組立て、解体若しくは変更の作業時又は使用時には、原則として、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻側について手すり、中さん及び幅木を設置する。

また、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特別教育

- 規程に定める、足場の組立て等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等が行う。
- 2 深さ1.5m以上の根切りを行う場合（柵類の施工に当たって、底盤コンクリート、砕石等の厚みを含めた根切り深さが1.5m以上となる場合を含む。）は、関係法令に従い、適切な法面とし、又は山留めを設ける。

第3節 機器及び材料

1.3.1 使用機材

標準仕様書 1.1.4.2 によるほか、次による。

1 機器及び材料（以下「機材」という。）の選定

- (1) 原則として、日本産業規格（以下「JIS」という。）の合格品とする。
- (2) JISのない機材は、公益社団法人日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、公益社団法人空気調和・衛生工学会規格（以下「SHASE-S」という。）等の関係機関の規格（標準仕様書 2.1.1.1 を参照のこと。）に合格したものとする。
- (3) これらの規格等のない機材については、設計図書による。
- (4) 受注者は、アフターサービス等の保守管理体制を考慮して製造者を選定する。

2 機材の品質証明

次の(1)から(7)までによる場合は、品質及び性能を証明する資料の提出を省略できるものとする。ただし、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）において試験成績表による「確認」の検査を受ける機材に関しては、試験成績表を提出する。

- (1) JISによると指定された機材で、規格を証明するマーク表示が確認できるもの
- (2) JWWA、SHASE-S その他の規格によると指定された機材で、規格を証明するマーク表示が確認できるもの
- (3) 水道法で規定する「給水装置」となる機材で、水道法施行令第5条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合する認証マークが確認できるもの
- (4) 品質・性能基準に適合すると指定された物で、一般財団法人ベターリビング（以下「BL」という。）の認定マーク又は品質確認報告書が確認できるもの
- (5) 公共住宅用資機材品質性能評価事業により評価を受けた機材で、評価書により確認ができるもの
- (6) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質及び性能を証明する資料又はマーク等が確認できるもの
- (7) 軽易な機材で監督員が認めたもの

1.3.2 室内空気汚染 低減

標準仕様書 1.1.3.13 によるほか、本工事で用いる機材は、ホルムアルデヒド発散量がF☆☆☆☆であるもの又はホルムアルデヒドを発生しないものとする。

1.3.3 機材の搬入

標準仕様書 1.1.4.4 によるほか、簡易梱包等により^{こん}梱包材の削減に努める。

1.3.4 機材の検査等

各種機材については、標準仕様書 1.1.4.5 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）に基づく試験、確認及び照合による検査を受ける。

1.3.5
機材の保管

標準仕様書 1.1.4.7 による。

1.3.6
環境への配慮

標準仕様書 1.1.4.1 によるほか、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下「環境物等」という。）の調達は、原則として次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

1 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(1) 特別品目

- ア 建設発生土
- イ 再生クラッシュラン
- ウ エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- エ 温室効果ガス削減に資する建設機械
- オ 電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）

(2) 特定調達品目

- ア 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
- イ 排出ガス対策型建設機械
- ウ 低騒音型建設機械
- エ 節水機器

2 受注者は、上記 1 (2) 以外のもので、「特定調達品目のリスト」（東京都都市整備局ホームページを参照のこと。）に示す環境物品等と本工事で使用する資材等を比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目を使用することができる場合は、監督員の承諾を受け使用する。

3 受注者は、「調達推進品目の定義」（「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」を参照のこと。）に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、使用することができる。

4 受注者は、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出する。

5 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、実績を記載した「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成して、監督員に提出する。

あわせて、上記チェックリストの情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」の電子情報は、東京都都市整備局ホームページからダウンロードしたファイルを用いて作成する。

1.3.7
建築設備の構造強度

1 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。

2 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。

3 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずる。

4 管を支持し、又は固定する場合においては、吊り金物又は防振ゴムを用いる等、有効な地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

第4節 記録

1.4.1 試験、施工等の 記録

標準仕様書 1.1.2.5 によるほか、次による。

- 1 工事記録写真は別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）による。
- 2 デジタル工事写真の小黑板情報電子化（被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するもの。以下「電子黑板」という。）については、次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員に申請し、承諾を得た上で、電子黑板対象工事とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

(1) 対象機器の導入

受注者は使用機器について、「工事記録写真撮影基準・同細目」「第2章写真撮影の方法」「7 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができ、かつ、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）については、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている技術を使用する。

受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について報告する。

受注者は、使用機器の事例について、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照する。ただし、当該ソフトウェア以外のものから使用機器を選定することを妨げない。また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種においては、必ずしも使用機器を利用する必要があるものではない。

(2) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「工事記録写真撮影基準・同細目」による。

(3) 電子黑板を用いた写真の納品

電子黑板を用いた写真（以下「電子黑板写真」という。）の納品については、「電子納品運用ガイドライン」（東京都住宅政策本部）に定めるもののほか、電子黑板写真と電子黑板写真を管理したビューアソフトとする。

また、納品時に受注者は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供しているチェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール）等を用いて、電子黑板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

1.4.2 しゅん功図

- 1 しゅん功図として次のものを作成する。ただし、併存施設部分については、施設管理者と協議する。

(1) 原図（大きさ：契約原図と同じ（JIS A列1番又はA列2番））

ア しゅん功時の図面をトレーシングペーパーに印刷する。ただし、契約原図と変更がない場合は、契約原図を複写したものを原図としてもよい。

イ 原図は図面ケースに入れ、ケースには工事件名及び受注者名を明記する。

(2) 陽画（製本）（大きさ：見開き JIS A列3番）

(3) 表紙には工事件名及び受注者名を明記する。

(4) 電子データ

ア 本工事は電子納品（調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。）対象工事とする。

イ 電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン」を参照のこと。

ウ しゅん功図作成用として都から貸与する電子データは、本業務以外の目的に使用しない。当該電子データの使用については、監督員の指示に従うものとする。

(5) その他

機器性能試験成績書（機器メーカーの成績書を含む。）及び機器取扱説明書等を提出する（大きさ：JIS A列4番）。ただし、原図は不要とする。

2 しゅん功図の提出部数は原則として、次による。

(1) 住宅部分 原図1部、電子データ1部、陽画1部

(2) ポンプ室部分 原図1部、電子データ1部、陽画1部

(3) 併存施設部分（保育所、児童館、図書館、各区市施設等）

原図1部、電子データ1部、陽画1部、機器承諾図1部

提出に当たっては、施設管理者と協議する。

(4) 併存店舗部分 原図1部、電子データ1部、陽画（店舗数+1）部

(5) 住宅、併存施設・併存店舗等の共用部分で分割できない場合

(1)から(4)までの部数の合計

1.4.3
配管の識別
その他

住宅棟（床下ピット内を含む。）及び付帯施設棟（床下ピット内を含む。）の各配管及びダクトには、特記がない限り、識別、用途、流れ方向等の表示は要しないものとする。ただし、本共通仕様書の各章において別に定める場合は、この限りではない。

第2章 衛生器具設備工事

第1節 一般事項

2.1.1 適用範囲

- 1 この章は、主として住宅及び集会所に設置する衛生器具設備について適用する。
- 2 この章で規定する器具のうち、水道法、条例その他関係規程の適用がある場合には、当該関係規程の定めによる。

第2節 器具及び材料

2.2.1 器具及び材料

- 1 一般事項は、次によるほか、標準仕様書 3.1.1.1 による。
 - (1) 使用材料は、特記がない限り、本共通仕様書 1.3.1 の 1 による。
- 2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書 3.1.1.2 による。
 - (1) 衛生器具は、特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
 - (2) 大便器の付属品は、次による。
 - ア 合成樹脂製蓋無し便座
 - イ 合成樹脂製ワンタッチ形紙巻器（カバーに「大便器使用注意事項」が記載されたもの）
 - ウ 樹脂製給水管（フレキホース）（止水栓は、ハンドル式）
 - エ 使用注意シール（貼付箇所：ロータンク前面） ※住宅部のみ
 - (3) 洗面化粧ユニット（600 型）の付属品は、次による。
 - ア 洗面化粧台（洗面器は陶器製、扉のストッパーは、引き戸等に干渉する箇所に限って取り付ける。）
 - イ 化粧キャビネット
 - ウ 13mm 湯水混合水栓又は 13mm シングルレバー式湯水混合水栓（水優先吐水機能付き）
 - エ 金属製又は樹脂製排水トラップ（P 又は S）、給水管 2 組、止水栓 2 組、固定金具一式
 - (4) 洗面器の付属品は、次による。
 - ア 13mm 付属水栓又は 13mm 湯水混合水栓（身体障害者用は、レバーハンドル式）
 - イ 鎖付き共栓
 - ウ 止水栓 1 組又は 2 組
 - エ 金属製又は樹脂製排水トラップ（P 又は S）
- 3 水栓は、標準仕様書 3.1.1.4 による。
- 4 洗浄弁は、次によるほか、標準仕様書 3.1.1.6 による。
小便器洗浄弁は、押しボタン式とする。
- 5 鏡（化粧キャビネットの鏡を含む。）は、標準仕様書 3.1.1.7 による。

第3節 施工

2.3.1 器具の取付け及び接続

- 1 一般事項は、次によるほか、標準仕様書 3.2.1.1 による。
器具に給排水金具類を接続する場合には、耐食性パッキン等を挿入し、締め付ける。

2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書 3.2.1.2 による。

- (1) 洗面器の取付けには、原則として、バックハンガーを用いる。
- (2) 洗面化粧ユニットの取付けは、固定金具により壁に固定する。
- (3) トラップ配管と鋼管の排水管を接続する場合は、差込み継手を用いる。
- (4) 器具と壁面等との間に隙間ができる場合は、必要に応じて、シリコンシーリング材などで隙間を埋める。

第3章 給水設備工事

第1節 一般事項

- 3.1.1 適用範囲
- 1 この章は、給水設備について適用する。
 - 2 この章で規定する機器、器具、材料及び配管工法のうち、水道法、条例その他関係規程の適用がある場合には、当該関係規程の定めによる。

第2節 機器、器具及び材料

- 3.2.1 配管材料
- 給水設備に使用する管及び継手は、次によるほか、標準仕様書 2.2.1.2 による。
ゴム輪形硬質塩化ビニル管で使用する継手のうち、チーズは鋳鉄製とする。

- 3.2.2 弁類
- 次によるほか、標準仕様書 2.2.2.1 による。
- 1 呼び径 75 以上の合成樹脂製仕切弁は、第一制水弁以降かつ車道（団地内通路を含む。）、量水器廻り以外でのみ使用できるものとし、その仕様は JWWA B 125（水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製ソフトシール仕切弁）による。
 - 2 制水弁及び仕切弁の開栓に開栓器が必要な場合は、適切な寸法のものを用意する。

- 3.2.3 定水位弁
- 1 ボールタップは、標準仕様書 2.2.2.20 による。
 - 2 定水位弁（自動給水弁）は、次によるほか、標準仕様書 2.2.2.21 による。
定水位弁子弁専用ボールタップの開閉、又は、電磁弁の開閉により作動する差圧式構造のものとする。

- 3.2.4 水用減圧弁
- 標準仕様書 2.2.2.2 による。

- 3.2.5 自動エア抜弁
- 標準仕様書 2.2.2.5 による。

- 3.2.6 吸排気弁
- 次によるほか、標準仕様書 2.2.2.6 による。
給水立て管の頂部に吸排気弁を設置する場合は、圧力下排気を円滑に行うことができるものとし、急速吸気性能については、給水立て管口径と必要吸気量との関係を満足するように必要な個数を設置する。

- 3.2.7 ストレーナ
- 次によるほか、標準仕様書 2.2.2.13 による。
網目は使用目的に対応した大きさのものとし、十分な有効面積を有するものとする。
また、電磁弁、電動弁及び自力弁の前に設ける場合のストレーナは、80 メッシュ以上とする。

- 3.2.8 給水栓
- 次によるほか、標準仕様書 3.1.1.4 による。
こまは、原則として、節水こまとする。

- 3.2.9 計器その他
- 1 水道メータは、標準仕様書 2.2.2.16 による。
 - 2 圧力計及び連成計は、標準仕様書 2.2.3.1 による。

3.2.10
水栓柱

- 1 合成樹脂製とし、内管は呼び径 13 の水道用硬質ポリ塩化ビニル管とする。
- 2 特記がない限り約 70 mm 角柱とし、全長は、靴洗い場（外流し）で約 900mm、ゴミ容器置場で約 1,200mm とする。

3.2.11
弁ボックス及
び量水器ボッ
クス

次によるほか、標準仕様書 3.1.8.1、3.1.8.2、3.1.8.3 及び 3.1.8.4 による。
第一制水弁の弁ボックスは、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 弁ボックスの仕様

弁の呼び径 (mm)	仕 様
50 以下	蓋は JCW 103 (弁きょう蓋) の B-1 とし、側管は硬質塩化ビニル管とする。
65 以上	JCW 104 (弁きょう) の 鋳鉄製弁きょう、又は蓋を JCW 103 (弁きょう蓋) の MHA-P としたコンクリート枠とする。

3.2.12
雑材料

- 次によるほか、標準仕様書 2.2.2.31 による。
- 1 配管支持材の支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による鋼製、合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）又はステンレス鋼製（SUS304）とする。
なお、棒鋼を転造ねじ加工した吊り用ボルトを使用してもよい。インサート金物は、鋼製又は合成樹脂製のうちから、管支持における十分な強度を有するものを選定する。
なお、支持金物及び固定金物において、振動の伝ばを防ぐ必要のある場合は、防振材付きのものとする。
 - 2 管座金（シーリングプレート）は、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、室内の仕上りと調和するものとする。

3.2.13
伸縮管継手

標準仕様書 2.2.2.7 による。

3.2.14
防振継手

標準仕様書 2.2.2.8 による。

3.2.15
フレキシブル
ジョイント

標準仕様書 2.2.2.9 による。

3.2.16
接合材料

標準仕様書 2.2.2.28 による。

3.2.17
加圧式給水シ
ステム

- 1 加圧式給水システムは、ポンプ運転等により常時管内水に圧力を加えて各住戸へ直接給水する方式で、特記がない限り品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
- 2 制御方式は、ポンプ回転数制御方式又は圧力タンク制御方式とする。
- 3 電動機は本共通仕様書 3.2.19 によるほか、極数や塗装など、メーカー仕様による。
- 4 避雷器（SPD）が制御盤に組み込まれているものとする。
- 5 電気料金の力率割引が受けられるものとする。
- 6 遠隔監視装置（別途工事）における設備監視項目とその内容は、表 3.2.2 を参考にする。

表 3.2.2 設備監視項目とその内容（例）

監視項目	設備監視項目	監視内容	備考	
給水設備	加圧給水方式（例）	揚水（給水）ポンプNo.1号	3E（過負荷、欠相、逆相）、サーマル、漏電	電気故障
		揚水（給水）ポンプNo.2号		
		揚水（給水）ポンプNo.3号		
		高置水槽	満水・減水	機械故障
		受水槽	満水・減水	機械故障
		吐出圧異常（圧力タンクの時）		機械故障
		点検作業中		
		点検作業中にスイッチ切り忘れ		点検作業中の表示は、原則 6～8 時間で切れる設定とする

3.2.18 増圧直結給水システム

- 1 システムで使用する増圧直結給水ポンプユニットは、JWWA B 130（水道用直結加圧形ポンプユニット）の適合品とする。
- 2 逆流防止用機器は、JWWA B 134（水道用減圧式逆流防止器）の適合品とする。また、設置台数は2台とし、並列に設置する。
- 3 増圧直結給水ポンプユニットの制御は、ソフトスタート及びソフトストップとし、周波数制御方式による推定末端圧力一定制御とする。
- 4 電動機は本共通仕様書 3.2.19 による。
- 5 避雷器（SPD）が制御盤に組み込まれているものとする。
- 6 電気料金の力率割引が受けられるものとする。
- 7 遠隔監視装置（別途工事）における設備監視項目とその内容は、表 3.2.3 を参考にする。

表 3.2.3 設備監視項目とその内容（例）

監視項目	設備監視項目	監視内容	備考	
給水設備	増圧直結給水設備（例）	増圧ポンプ（1、2号機ポンプ）	電子サーマル、漏電、インバータトリップ、吐出圧力低下	（1、2号機含め一括故障）
		運転圧力	吸込圧力異常低下	
		点検作業中		
		点検作業中にスイッチ切り忘れ		点検作業中の表示は、原則 6～8 時間で切れる設定とする

3.2.19 電動機

一般用電動機は、標準仕様書 2.4.2.1 及び 2.4.2.2 による。

3.2.20
水槽

- 1 一般事項は、標準仕様書 3.1.4.1 による。
- 2 水槽は、次によるほか、標準仕様書 3.1.4.2 による。
 - (1) 水槽は、特記がない限り品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
 - (2) 材質 (FRP 製、鋼板製又はステンレス鋼板製)、型式 (一体形又はパネル形)、形状 (球形、円筒形又は角形)、本体の構造 (単板又は複合板) は、特記による。
 - (3) 付属品として、銘板 (容量、耐震強度、製造業者又はその略号、製造年月又はその略号等 (工場出荷時とする。)) を備える。

3.2.21
残留塩素測定器

- 簡易専用水道法の適用を受ける受水槽に設備する残留塩素測定器は、次による。
- 1 残留塩素測定器は、DPD 比色法によるものとする。
 - 2 残留塩素の測定範囲は、0.1 PPM から 2.0PPM までとし、0.1 PPM から 0.4PPM までは、0.1PPM ごとに比色できるものとする。

3.2.22
さや管ヘッダー配管システム

さや管ヘッダー配管システムは、住戸内に設置されたヘッダーからタコ足状にさや管と樹脂管 (内管) を分配し、直接各水栓類に単独配管するもので、「配管システム」として BL 認定を受けている工法とする。

第3節 施工

3.3.1
配管工法

- 次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.4.2 及び 2.2.7.1 による。
- 1 スラブ上の転がし配管については、次による。
 - (1) 他の管との接触部は、防食テープにより防食処理を施すものとする。ただし、被覆銅管、硬質ポリ塩化ビニル管及びさや管は除く。
 - (2) ベンダー等による曲げ加工を行ってはならない。
 - 2 埋設配管については、次による。
 - (1) 鋳鉄管及びゴム輪形硬質塩化ビニル管の分岐、曲がり等には、必要に応じて、コンクリート又は拔出防止金具等により衝撃防護措置を施す。
 - (2) 配管の防護は山砂とし、原則として管の上下 100mm の範囲まで行う。
 - 3 建物導入部配管は、地震による変位、不同沈下等を考慮した配管構造とする。ただし、水道配水用ポリエチレン管を使用した場合は、この限りではない。
 - 4 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取り替える。コーキング修理は、行ってはならない。
 - 5 原則として、呼び径 80 以下の場合、ピット内給水配管にはフランジ継手を挿入しない。
 - 6 さや管ヘッダー配管システムは、次による。
 - (1) 樹脂管 (内管) とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径は、表 3.3.1 による。

表 3.3.1 樹脂管とさや管の適合サイズ及び最小曲げ半径

分類	樹脂管	さや管	最小曲げ半径 (mm)	
			水平部	立上部
架橋ポリエチレン管	10	22	300	150
	13	22	400	150
	16	28	500	250
	20	36	600	350

ポリブテン管	10	22	200	150
	13	22	200	150
	16	28	350	150
	20	36	450	250

- (2) 防火区画貫通部の処理には、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災用設備機器性能評定品及び一般財団法人日本建築センター等の第三者機関による防災性能評定認可部材を使用し、その施工方法は、製造者の施工要領による。
- (3) さや管の交差は、原則として行わない。やむを得ず交差させる場合は、交差部をゆるやかな曲げとし、支持固定は交差部の上部から40cm程度とする。
- (4) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、木工事完了後とする。ただし、下記事項を遵守して施工する場合は、さや管と樹脂管を同時施工してもよい。
- ア 配管施工時、樹脂管は系統毎に20cm程度の余長をとる。
- イ 配管まわりで釘等を使う工事が完了してから、水栓ボックス又は水栓を接続するまでの間に内管10cmの押し引きを2往復行う。
- ウ 1系統の配管延長は10m以内とし、曲がり数は表3.3.2による。

表 3.3.2 樹脂管サイズと可能曲げ箇所数

分類	樹脂管サイズ	曲げ箇所数		
		水平部	立上部	計
架橋 ポリエチレン管	10	4以下	2以下	6以下
	13	4以下	2以下	6以下
	16	3以下	2以下	5以下
	20	3以下	2以下	5以下
ポリブテン管	10	4以下	2以下	6以下
	13	4以下	2以下	6以下
	16	4以下	2以下	6以下
	20	4以下	2以下	6以下

(注) さや管の曲げ角度は原則として90°までとする。

- エ 水栓の立ち上がり部には、原則として、配管サポートを使用する。
- オ 水圧試験は、器具接続完了後に行う。
- カ 全戸・全系統についての押し引きを確認したチェックリストを作成し、監督員に提出する。
- (5) さや管は、途中でさや管同士を接続してはならない。
- (6) さや管の支持は、防振ゴム等を不要とする。ただし、ヘッダー部を直接躯体に取り付ける場合は、防振ゴム等で防振対策を行う。
- (7) ヘッダー部に各給水箇所の行き先表示を行う。
- (8) 特記がない限り、樹脂管には消音テープ巻きを行わない。
- (9) 配管完了後、他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を受けないよう、要所に配管表示シールを貼る等、配管防護措置を施す。
- (10) さや管内で樹脂管が水撃等で動かないように、樹脂管をさや管内部に接触が強くなるように押し込んで配管する。
- (11) ヘッダー及び各水栓等接続の樹脂管の露出部は、遮熱キャップ又は遮熱管を取り付ける。
- (12) メータ2次側の鋼管とさや管の接続部は、必ず露出させ、後日更新作業が

可能な状態を確保する。

- (13) 鋼管とさや管の接続部は、ワンタッチ式保温材（本共通仕様書 8.2.2 の 1（注）5による）で防露する。

給湯器周りのフレキシブル管との接続部では、さや管が垂直となるよう固定する。

- (14) 水栓ボックスは、2方向にビス固定するか、取付け用の補強板に堅固に固定する。

- (15) さや管が立ち上がる部位で他の配管と干渉する場合又はさや管が段差スラブ等と干渉する場合は、クッション材等を挟む。

- (16) 架橋ポリエチレン管（内管）には、油性マジックでのマーキングは行わない。

- (17) 樹脂管（内管）にビニールテープ等を巻いた場合には、その部分を使用しない。

3.3.2 勾配

標準仕様書 2.2.6.2による。

3.3.3 埋設深さ

給水管の土被りは、次による。ただし、監督員が指示する保護管内の配管は、この限りではない。

- 1 団地内道路においては、0.6m以上とする。
- 2 上記1以外の敷地内においては、呼び径 65 以上で 0.6m以上、呼び径 50 以下で 0.3m以上とする。

3.3.4 管の接合

- 1 一般事項は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.1による。

- (1) 鋼管のねじ切りに使用するねじ切り盤は、原則として、自動切り上げダイヘッド付ねじ切り盤を使用する。

また、ねじ切り方式は、ねじ加工刃物（チェーザ）固定方式とする。ただし、呼び径 100 以上は、ならい方式でもよい。

- (2) ねじ切り用切削油は、JWWA K 137（水道用ねじ切り油剤）に準じたものとし、衛生上無害な水溶性のものとする。

- 2 鋼管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.2による。

ねじ接合の場合は、接合用ねじ部の露出部にさび止めペイントを施す。

- 3 塩ビライニング鋼管は、標準仕様書 2.2.5.3による。

- 4 ステンレス鋼管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.6による。

接合方法は別に定める場合を除き、次による。

- (1) 地中配管する呼び径 50 以下のステンレス鋼管(SUS316)は、伸縮可とう式継手で接合する。

- (2) 呼び径 50 以下のステンレス鋼管(SUS316)とビニル管は、伸縮可とう式継手又はSV継手で接合する。

- 5 鋳鉄管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.8による。

フランジ接合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトで均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類又はヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。

- 6 ビニル管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.10による。

- (1) 呼び径 10 から 50 までの範囲では接着接合（TS 式接合）とする。

- (2) 呼び径 75、100 及び 150 の場合は、ゴム輪接合とする。

- 7 水道配水用ポリエチレン管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.11による。

呼び径 50、75、100 及び 150 の場合は、電気融着接合とする。

- 8 架橋ポリエチレン管は、標準仕様書 2.2.5.12による。

- 9 ポリブテン管は、標準仕様書 2.2.5.13による。

3.3.5
支持間隔

次によるほか、標準仕様書 2.2.6.1 及び 2.2.6.3 による。

- 1 横走り管及びスラブ上転がし配管（さや管を除く。）
 - (1) 棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 2.2.6.3 の表 2.2.20 による。
また、スラブ上転がし配管の固定間隔は、横走り管の吊り支持間隔に準ずる。
 - (2) 横走り管が、梁又は壁等の貫通部でモルタル埋めにより固定されている場合は、その固定を振れ止めとみなしてよい。
- 2 立て管
 - (1) 立て管の固定は、最下階及び 3 階ごとのスラブ位置で床バンドにより行う。
また、立て管の床下最下部では、継手の近傍に吊りバンド等で支持をする。
 - (2) 立て管の振れ止め支持は、上記(1)の床バンドで兼ねるものとし、床バンドをシンダーコンクリートに埋め込む。埋め込むことができない場合は、標準仕様書 2.2.6.3 の表 2.2.21 による。
- 3 さや管
直線部は 1m 以内とし、曲がり部は両端に支持をする。
また、曲げ半径 300mm 以上の場合は、曲がり部の中央を支持する。
- 4 その他
曲がり、分岐又は監督員が指示する箇所には、必要に応じ支持を追加する。

3.3.6
機器の据付け

次によるほか、標準仕様書 3.2.2.1 による。

- 1 各種給水ポンプは、標準仕様書 3.2.2.2 による。
- 2 水槽は、標準仕様書 3.2.2.4 による。

3.3.7
配管の識別
その他

- 1 ポンプ室、機械室等には、水槽容量（有効）、機器の品名、製造者名、製造年月、形式、型番及び性能等が明示された銘板等を設置する。
また、当該室内配管には、用途、流れ方向等の表示を行う。
なお、その位置、色などは監督員と協議する。
- 2 埋設される管は、必要に応じて、類似する他の埋設管と識別できるようにする。
- 3 制水弁及び仕切弁には、各系統の行先表示をするほか、通常時の開閉状態が分かる表示をする。
- 4 屋外の主要埋設管路の曲がり、分岐等には、標示柱を設ける。標示柱は、原則として、行き先表示（矢印）付きを使用する。
- 5 管を埋め戻す場合は、地表から約 150 mm 程度の深さ（舗装がある場合は舗装の下面より下）に埋設表示用アルミテープ又はポリエチレンテープを埋設する。
- 6 屋外配管で、露出管と舗装又は、土との境界部には、配管防護のためコンクリート等で根巻きをする。

3.3.8
試験、検査及び
消毒

次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.9.1、2.2.9.2 及び 3.1.2.9 による。

- 1 給水管の試験は、次による。
水圧試験は、原則として、監督員の立会いの下で行うものとし、水圧試験に用いる圧力計は、校正証明書付きの JIS 規格品又はそれと同等以上の機能を有するものとする。
 - (1) 配管完了後、器具取付前の水圧試験は、全ての配管（ただし、さや管ヘッダー配管は除く。また、水道配水用ポリエチレン管は、本共通仕様書 3.3.8 の 1 (3) による。）について行う。各配管における設定圧力値は次のとおりとし、保持時間は 60 分以上とする。
 - ア 建物内（住棟、ポンプ室及び集会所）の配管では、1.75MPa 以上とする。
 - イ 給水装置（直結部分を含む。）に該当する配管は、水道事業者の試験圧力の規定による。ただし、該当する規定がない場合は、上記アに準じる。

- ウ ポンプ圧送式（受水タンク以下）の配管では、当該ポンプの締切圧力の1.5倍の圧力（ただし、最小0.75MPa）以上とする。
- (2) 器具取付け後の水圧試験は、住戸（集会所を含む。）内配管（戸別メーター以降）及び共用部で水栓等の器具が設置された配管について行う。その設定圧力及び保持時間は次による。
- ア 鋼管先分岐方式の住戸内配管及び共用部では、設定圧力値を0.75MPa以上とし、保持時間を5分以上とする。
- イ さや管ヘッダー配管の住戸内配管では、次の表 3.3.3 及び表 3.3.4 による。
- なお、60分後の判定を適正に行うため、初圧の値は指定された圧力に合わせる（指定値を超える圧力をかけない。）こととし、初圧設定後、すぐに圧力降下が起きても再加圧はしない。

表 3.3.3 さや管ヘッダー配管の水圧試験条件

管種	初圧 (MPa)	60分後 (MPa)	判定
PE	0.75	0.45 以上	合格
		0.45 未満	再試験
PB		0.55 以上	合格
		0.55 未満	再試験

(注) 1 PE：架橋ポリエチレン管、PB：ポリブテン管

(注) 2 継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後の圧力が上記の圧力未満の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、表 3.3.4 に基づき再試験する。

表 3.3.4 さや管ヘッダー配管の水圧再試験条件

管種	初圧 (MPa)	60分後 (MPa)	判定
PE	0.75	0.55 以上	合格
		0.55 未満	不合格
PB		0.65 以上	合格
		0.65 未満	不合格

(注) 不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は引き抜き、取り替えることとし、再び水圧試験を行う。

- (3) 屋外埋設給水配管に水道配水用ポリエチレン管を使用した場合の水圧試験は、電気融着接合冷却後、1時間経過した後に、表 3.3.5 及び表 3.3.6 により行う。

表 3.3.5 水道配水用ポリエチレン管の水圧試験条件

試験水圧 (MPa)	60分後 (MPa)	判定
初圧 1.75MPa で 1 分間加圧後 減圧し、1.0MPa で実施	0.70 以上	合格
	0.70 未満	再試験

表 3.3.6 水道配水用ポリエチレン管の水圧再試験条件

試験水圧 (MPa)	60分後 (MPa)	判定
初圧 1.75MPa で 1 分間加圧後 減圧し、1.0MPa で実施	0.80 以上	合格
	0.80 未満	漏水確認

(注) 漏水確認は、系統別に調査し、漏水部分の再施工を行った後、再び水圧試験を行う。

- (4) 通水試験は、工事完了時に行う。

なお、屋内工事の場合は、仮設配管・機材等を使用して行う。

- 2 水槽の試験は次による。
 - (1) 現場施工のエポキシ樹脂コーティングの塗膜試験は、電磁式膜厚計を使用し、ピンホール検査はピンホールテスターを使用して行う。
 - (2) 水槽類は、全て満水試験を行い、満水状態で12時間以上放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。
- 3 水槽類の清掃及び消毒は、次により行う（他工事施工の受水槽も含む。）。

水槽は、据付け後、清掃及び水洗いを行う。飲料用水槽は、「維持保全業務標準仕様書」（東京都財務局）の2.4.5.1受水タンク・高置タンクの項に準じて行う。

なお、実施時期については、監督員の指示による。
- 4 ポンプの試験は、JIS B 8301（遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法）及びJIS B 8302（ポンプ吐き出し量測定方法）により行う。

3.3.9 水質試験

- 1 検査は、保健所等の地方公共団体の検査機関又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の登録を受けた水質検査業者に依頼する。
- 2 試料の採取については、次による。
 - (1) 採取場所は、住棟内で給水引込み部より最も離れている末端水栓とする。
 - (2) 採取箇所は、原則各住棟1か所とする。ただし、1台のポンプで複数棟に給水している場合は、監督員の指示による。
- 3 水質試験項目は、原則として残留塩素、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度並びに濁度とする。ただし、水道事業者に項目の追加を求められた場合は、それによる。
- 4 直圧直結給水方式の集会所（集会室）は、残留塩素測定を実施し、監督員に報告する。
- 5 給水配管を改修・改善した場合は、特記による。特記に無い場合は、上記1から3に規定する水質試験を実施する。

第4章 排水・通気設備工事

第1節 一般事項

- 4.1.1 適用範囲
- 1 この章は、排水設備及び通気設備について適用する。
 - 2 敷地内に埋設する污水管、排水管、雨水管その他のうち、下水道法、条例その他の関係規程の適用がある場合には、当該関係規程の定めによる。

第2節 機器、器具及び材料

- 4.2.1 使用材料
- 排水・通気設備に使用する管及び継手は、次によるほか、標準仕様書 2.2.1.2 による。
- 1 排水用塩ビライニング鋼管の継手で排水鋼管用可とう管継手（以下「MD ジョイント」という。）を使用する場合、住宅内転がし配管用を使用してもよい。
 - 2 屋外露出管で使用する硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）は、JIS K 6741(管)及び JIS K 6739（継手）を耐候性向上仕様としたものとする。

- 4.2.2 弁類
- 本共通仕様書 3.2.2 による。

- 4.2.3 排水器具
- 1 一般事項は、標準仕様書 3.1.7.1 による。
 - 2 掃除口金物は、標準仕様書 3.1.7.4 及び 3.1.7.5 による。
 - 3 床排水金物は、次によるほか、標準仕様書 3.1.7.6 による。
 - (1) 室内床面に設置するものは、本体は鋳鉄製とし、目皿は黄銅製でニッケルクロームめっきを施したものとする。
 - (2) 防水層のある箇所に設置するものは、防水受つば付きとする。
 - (3) 共栓の鎖は、ステンレス鋼製とする。

- 4.2.4 污水枳
(インバート枳)
- 標準仕様書 3.1.8.5 による。

- 4.2.5 排水枳
(ため枳)
- 次によるほか、標準仕様書 3.1.8.6 による。
- 1 底部には 150mm 以上の泥だめを設けるものとする。
 - 2 側塊の接続部はモルタル接合とする。

- 4.2.6 枳用蓋
- 次によるほか、標準仕様書 3.1.8.7 による。
- 1 鋳鉄製防臭蓋は、鎖付きのものとする。
 - 2 コンクリート蓋は、鉄線入りとする。
 - 3 鋳鉄製格子蓋は、鋳鉄製で所要の耐荷重を有し、鎖付きのものとする。

- 4.2.7 プラスチック枳
- 次によるほか、標準仕様書 3.1.8.5 及び 3.1.8.6 による。
- 1 側管は、呼び径 200 のリサイクル三層立ち上がり部 (RS-VU) を使用する。
 - 2 硬質塩化ビニル製蓋は、鎖付きとする。
 - 3 鋳鉄製防護蓋は原則、標準型鎖付とし、枳等の立ち上がり部に内蓋を取り付ける。

4 樹と硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) を接続する場合は、段差が生じないように下流側に VU-VP 変換ソケットを用いる。

4.2.8
雑材料

本共通仕様書 3.2.12 による。

4.2.9
接合材料

本共通仕様書 3.2.16 による。

第3節 施工

4.3.1
配管工法

次によるほか、標準仕様書 2.2.4.3 による。

- 1 配管工法は、次によるほか、本共通仕様書 3.3.1 による。
 - (1) 横走り管同士が合流する場合、铸铁管のときは Y 管又は 90° Y 管を、鋼管及びビニル管のときは 45° 又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。
 - (2) 立て管に合流する場合、铸铁管のときは排水 T 管を、鋼管及びビニル管のときは 90° Y 管又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。
 - (3) 立て管の最下部曲り管及び横主管の水平曲がり管には、大曲がり管を使用する。
- 2 排水横枝管等から通気管を取り出す場合の呼び径は、その排水横枝管呼び径の 1/2 以上を有するものとし、その最小径は呼び径 32 とする。

4.3.2
勾配

次によるほか、標準仕様書 2.2.6.2 による。

屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径 75 以下は 1/50、呼び径 100 以上は 1/100 とする。

4.3.3
管の接合

次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。

- 1 鋼管、コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管は次によるほか、標準仕様書 2.2.5.2 及び 2.2.5.5 による。
 - (1) ねじ込み式可鍛铸铁製管継手との接合は、本共通仕様書 3.3.4 の 1 による。
 - (2) コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合をする際は、管切断面にエポキシ樹脂塗料を塗布する。
なお、管の外面が傷んだ部分は、塗装又は防食テープにより補修を行う。
- 2 铸铁管は、標準仕様書 2.2.5.8 による。
- 3 ビニル管は、標準仕様書 2.2.5.10 による。

4.3.4
異種管の接合

次によるほか、標準仕様書 2.2.5.17 による。

- 1 ビニル管と鋼管
ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末にビニル管を接合するときには、MD ジョイントを使用する。
- 2 ビニル管と铸铁管
ビニル管の切口部分を加熱し、铸铁管に差し込む。差し込み代は、铸铁管の内径の 1.5 倍とする。

4.3.5
支持間隔

次によるほか、標準仕様書 2.2.6.1 及び 2.2.6.3 による。

- 1 横走り管及びスラブ上転がし配管
 - (1) 横走り管の棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様

書 2.2.6.3 の表 2.2.20 による。

また、スラブ上配管の固定間隔は、横走り管の吊り支持間隔に準ずる。

- (2) 各配管の曲部及び分岐箇所には、必要に応じて支持を追加する。
- (3) 横走り管が、梁又は壁貫通部等でモルタル埋めにより固定される場合は、その固定を形鋼振れ止め支持とみなしてよい。
- (4) MD ジョイントを使用する場合は、継手 1 個につき 1 か所吊り支持をする。ただし、継手が相い接続する場合は、2 個につき 1 か所とすることができる。

2 立て管

- (1) 立て管の固定は、立て管最下部大曲がり管において、最下階スラブから MD ジョイント用吊り金物及び棒鋼又は棒鋼吊り用ボルトを用いて行う。
- (2) 立て管の形鋼振れ止め支持は、各階 1 か所、床貫通部付近で行う。ただし、床貫通部がモルタルで穴埋めされている場合は、3 階ごとに 1 か所としてよい。
- (3) 掃除口、満水試験継手及び通気管接続部の MD 継手の支持は、次による。
 - ア 原則として、躯体壁から立てバンド等で支持をとる。
 - イ 躯体壁が立て管近傍に無い場合は、床からアングルを立ち上げて、Uボルト等で支持をとる。
 - ウ 立て管が部屋内で露出となる場合は、近傍のできる限り強固な壁の木枠等から立てバンド等で支持をとる。
- (4) 給湯器用ドレン管で呼び径 50 以下の立て管の支持は、次による。
 - ア 固定は不要とし、形鋼振れ止め支持は上記 (2) による。
 - イ MD ジョイント及び掃除口の付近には、躯体壁から立てバンド等で支持をとる。
 - ウ 立て管がバルコニー設置の場合、イの支持がある階はアの形鋼振れ止めを省略することができる。

4.3.6 差込ソケット (伸縮継手)

- 1 受口（ゴム輪側）を上流に向けて設置する。
- 2 差込ソケット（伸縮継手）回りの配管支持は、差込ソケット（伸縮継手）で配管の伸縮を吸収できるように施工する。

4.3.7 埋設配管及び 構造物

次によるほか、標準仕様書 2.2.7.1 及び 2.5.2.1 による。

- 1 排水管は、次による。
 - (1) 排水管の土被りは、原則として、公道で 0.75m 以上、団地内通路で 0.45 m 以上、一般敷地内で 0.2m 以上とする。
 - (2) 呼び径 300 以下の硬質ポリ塩化ビニル管を埋設する場合は、敷設箇所を山砂で敷き込み（配管下部 10 cm）、十分に突き固めた後、なじみよく敷設する。
 - (3) 排水管は、埋戻しに先立ち、勾配の確認を行う。
 - (4) 配管の防護は、本共通仕様書 3.3.1 の 2 (2) による。
- 2 柵は、次による。
 - (1) 地業は、次による。
 - ア クラッシュランの厚さは、改良柵及び現場打ち柵の場合で 100mm、人孔柵で 900φ の場合は、150mm 以上とする。突き固めは、ランマー、ソイルコンパクター又は振動ローラー等により、十分に突き固める。
 - イ 突き固めによる凹凸には目潰し砂利で上ならしをする。
 - (2) 現場打ち柵は、クラッシュランの上に捨てコンクリートを施工の上で設置する。
 - (3) 底板にコンクリート製品を使用する場合は、クラッシュランを敷き詰め突き固めた後、設置する。
 - (4) コンクリート用型枠は、木製又は金属製等とする。作業荷重、コンクリートの自重、側圧及び振動等の外力に耐え、かつ、有害量のひずみ、狂いなど

を生じない構造とする。

- (5) 内のり 900mm、深さ 1.2m以上の汚水柵には、防錆^{せい}処置を行った径 22 mmの鋼製又は径 19 mmの合成樹脂被覆加工を行った足掛け金物を取り付ける。ただし、既製の側塊の足掛け金物は、製造者の仕様による。
 - (6) 排水管の切断部の小口は、平らに仕上げ、柵との接合部では、排水管が柵の内面に突き出さないように差し入れる（トラップ柵のトラップ部を除く。）。また、柵との隙間には水漏れのないように、モルタルを柵の内外から十分に詰めて仕上げる。
 - (7) コンクリートは、打込み後に、低温、急激な温度変化、乾燥及び荷重等の影響を受けないよう十分養生する。
 - (8) プラスチック柵を舗装部以外に設置する場合は、柵の周囲をコンクリートにより根巻きする。
- 3 既存設備に接続する場合は、既存設備に支障のないように取り付け、その接合部を補修する。

4.3.8 試験及び検査

次によるほか、標準仕様書 2.2.9.3 による。

- 1 排水管は、隠蔽、被覆施工等の前に満水試験を行い、衛生器具などの取付け完了後、通水試験を行う。
なお、満水試験は、原則として、監督員の立会いの下で行い、その保持時間は 30 分以上とする。
- 2 潜熱回収型給湯器ユニットドレン管系統及び屋外に埋設配管される排水管系統は、満水試験を省略し、通水試験を行う。

第5章 給湯設備工事

第1節 一般事項

- 5.1.1 適用範囲
- 1 この章は、主として住宅及び集会所に設置する給湯設備について適用する。
 - 2 この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道法、条例その他関係規程の適用がある場合には、当該関係規程の定めによる。

第2節 機器、器具及び材料

- 5.2.1 配管材料
- 給湯設備に使用する管及び継手は、次によるほか、標準仕様書 2.2.1.2 による。
- 1 被覆銅管を使用する場合は、JIS H 3330（外面被覆銅管）のLタイプとする。
 - 2 ステンレス鋼管を使用する場合は、JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）とし、継手は原則として、ステンレス協会規格 SAS 322 の拡管式とする。
 - 3 追焚配管には、JIS K 6769（架橋ポリエチレン管）又は JIS K 6778（ポリブテン管）の呼び径 10 の管を二つ合わせたペア管（以下「樹脂ペア管」という。）を使用する。

- 5.2.2 給湯栓
- 給湯栓は、次によるほか、本共通仕様書 3.2.8 による。
- 1 パッキン類は、耐熱性のものを使用する。
 - 2 ハンドルは、合成樹脂製を標準とする。

- 5.2.3 雑材料
- 本共通仕様書 3.2.12 による。

- 5.2.4 接合材料
- 本共通仕様書 3.2.16 による。

- 5.2.5 給湯器ユニット
- 1 一般事項
給湯器ユニットは、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う検定及び検査並びに関連法規に適合するとともに、第三者認証機関で給水装置の認証を取得したものとす。
 - 2 給湯器ユニット
 - (1) 給湯器ユニットは、次によるほか、特記がない限り品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については本共通仕様書 1.3.1 の2による。
 - (2) 給湯器ユニットは、密閉燃焼型（屋外型を含む。）とする。
なお、給湯器ユニットは、騒音の小さいものを使用する。
 - (3) 住宅に設置する給湯器ユニットは、追焚機能付きのものとする。
 - (4) 給湯回路は、原則として、湯温及び湯量に応じ能力を自動調整できる機能を持つものとする。
 - (5) 屋外に設置する熱源機は、凍結防止装置付きとする。
 - (6) 潜熱回収型給湯器を使用する場合は、標準仕様書 3.1.3.7 による。
 - (7) 付属品は、次による。
 - ア リモコン2台（住宅に設置するリモコンのうち1台は、「ガス使用量・お湯使用量・CO₂排出量」表示機能付きのものとする。）
 - イ 配管カバー（特記がある場合）
 - ウ 取扱説明書

5.2.6 浴槽

- (8) 給湯器本体には、次の表示をする。
- ア 東京都マーク
 - イ 使用方法及び使用上の注意
- 1 機器仕様は、特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
- 2 ステンレス製とし、JIS A 5532（浴槽）により作成された高齢対応型とする。
- 3 エプロンは、一方着脱式とする。
- 4 付属品は、次による。
- (1) 合成樹脂製中空成型組蓋（ポリプロピレン製）
（ゴムストッパー付き・東京都マーク入り・SG マーク付き・取扱注意ラベル付き）
 - (2) 排水栓（東京都マーク入り鎖付き）
 - (3) レベル調整ライナー（必要のある場合）
 - (4) バスハンガー
 - (5) 取扱説明書
- 5 浴槽内底面部には、もらい錆^{さび}防止処理を施す。
- 6 浴槽本体には、JIS マークを表示する。

第3節 施工

5.3.1 配管工法

- 次によるほか、本共通仕様書 3.3.1 による。
- 1 空気だまりの生じる配管としてはならない。
- 2 被覆銅管は、次による。
- (1) 伸縮を考慮して適当な箇所で固定金物を用いて、堅固に取り付ける。
 - (2) 鋼製金物で支持する場合は、ゴム等で管の保護を行う。
 - (3) 横走り管をブラケットなどで下方から支持する場合には、ローラー金物を使用する。ただし、台所流しの裏面及びピット内の横走り管はこの限りではない。
 - (4) 被覆銅管の曲げ加工は、パイプベンダーを使用して行う。
 - (5) 最小曲げ半径は、呼び径 15 で 80 mm 以上、呼び径 20 で 150 mm 以上とする。
 - (6) 被覆材の除去及び切断は、銅管を傷つけないよう外面被覆材に適した専用の工具を使用する。
- 3 追焚配管は、次による。
- (1) 追焚用配管は、給湯器ユニット下部からユニットバス貫通継手までの間、樹脂ペア管をさや管に入れ、スラブ上転がし配管として敷設する。
なお、さや管は、途中でさや管同士を接続してはならない。
 - (2) 給湯器ユニット下部と浴槽循環配管には行き先表示を行う。ただし、無極性循環金具を使用する場合はこの限りではない（行き先表示は、循環金具取付け施工者による。）。
 - (3) 給湯器ユニット接続及びユニットバス貫通の手前には、端末接続用キャップを使用する。
 - (4) 樹脂ペア管で架橋ポリエチレン管の場合は、油性マジックでのマーキングは行わない。
 - (5) 樹脂ペア管にビニールテープ等を巻いた場合には、その部分を使用しない。
 - (6) 樹脂ペア管は、紫外線を避ける場所で保管する。
 - (7) さや管の最小曲げ半径は、450mm 以上とする。
 - (8) 樹脂ペア管の最小曲げ半径は、80mm 以上とする。
 - (9) さや管の防火区画貫通部処理は、本共通仕様書 3.3.1 の 6 (2) による。

- 4 さや管ヘッダー配管工法は、本共通仕様書 3.3.1 の 6 による。
- 5 ステンレス鋼管は、次による。
- (1) 継手は製造者が規定する施工標準に従い、接合する。
 - (2) 配管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、ゴム製又は合成樹脂製の絶縁テープ等を介して取り付ける。
 - (3) 鋼管との接続は、絶縁フランジ接合、絶縁ユニオン接合とする。
- 5.3.2 管の接合
 次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 並びに標準仕様書 2.2.5.7、2.2.5.12 及び 2.2.5.13 による。
- 1 銅管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。
 - 2 フレアー接合は、治具を用いて拡管し、接合面を十分に清掃した後に、正しく締め込む。
- 5.3.3 支持間隔
 支持間隔は、次によるほか、本共通仕様書 3.3.5 による。
 追焚配管の配管支持間隔は、直管部 2,000mm 程度、曲がり部 500mm 程度、交差部 400mm 程度で行う。
- 5.3.4 機器の据付け
 次によるほか、標準仕様書 3.2.2.1 による。
- 1 ガス機器の設置は、「ガス機器の設備基準及び実務指針」（一般財団法人日本ガス機器検査協会）によるほか、各地方自治体の定めがある場合は、それによる。
 - 2 給湯器ユニット
 - (1) 給水、給湯配管は、フレキシブル管（SUS304、JWWA 品質認証品）で接続する。
 なお、給湯器周りの施工区分については、設計図書による。
 - (2) 追焚配管の接続は、次による。
 - ア 樹脂管は、専用接続器具（タケノコ形）の山数全てに差し込み、樹脂管メーカーの専用バンドにて固定した上で接続する。
 - イ 専用接続器具から樹脂管を外す場合には、専用工具を使用する。カッター等は、漏水の原因になるので使用しない。
 - (3) 外壁又は PS の枠等に堅固に取り付け、安全上支障のないものとする。
 - (4) ドレン処理が必要な場合は、間接排水とする。
 - 3 浴槽
 - (1) 水平に据え付ける。据付けに調整が必要な場合は、レベル調整ライナー等を用いる。
 - (2) 設置後は、適宜、浴槽の点検を行い、工事完了までもらい錆が発生しないよう、処置を施す。
- 5.3.5 試験
- 1 給湯器ユニット
 - (1) 機器作動試験は、監督員の指示の下、通常の使用状態で行う。
 - (2) 据付け完了後、漏水試験及び点火試験を行うほか、性能確認として、給湯測定（水栓からの出湯温度、出湯量及びその他必要な事項を測定）を行う。
 また、台所、浴室及び洗面所からの出湯確認を行う。
 - 2 浴槽

据付け完了後、排水栓止め金具を超えるまで水をためた上で満水試験を行い、止め金具周り、接続管及び排水口からの漏水がないことを確認する。

なお、満水試験の保持時間は 1 時間以上とする。
 - 3 給湯配管の水圧試験は、本共通仕様書 3.3.8 による。
 - 4 追焚配管の配管試験は、次による。
 - (1) さや管内の樹脂ペア管の押し込み・引き抜き確認
 - ア 配管後……………10cm 程度

- イ 配管まわりで釘等を使う工事後の終了後…10cm 程度
 - ウ 追焚配管の施工ルートが複雑で、さや管内の樹脂ペア管の押し込み・引き抜きの確認が困難な場合には、監督員と協議する。
 - エ 配管まわりで釘等を使う工事後に樹脂ペア管を通管する場合は、ア及びイを省略することができる。
- (2) 水圧試験…試験圧力 0.15MPa、保持時間 30 分以上
- ア 配管まわりで釘等を使う工事後…追焚配管施工者による。
 - イ 機器類据付け・配管接続完了後…機器類設置施工者による。

第6章 消火設備工事

第1節 一般事項

6.1.1 適用範囲

- 1 消火設備工事は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「自治省令」という。）及び東京都火災予防条例（昭和37年条例第65号）によるほか、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）及び告示基準の定めによる。
- 2 消火機器で、自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格のあるもの及び消防庁長官が定める基準のあるものは、それぞれの規格及び基準による。
なお、消防用機械器具等は、消防法で定める表示を付したものとする。

第2節 機器、器具及び材料

6.2.1 配管材料

- 消火設備に使用する管及び継手は、次によるほか、標準仕様書 2.2.1.1 及び 2.2.1.2 による。
- 1 圧力配管用炭素鋼鋼管は、耐溝状腐食電縫鋼管とする。
 - 2 地中配管部分は、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）の外面に硬質塩化ビニルライニングを施したものとする。

6.2.2 弁類

本共通仕様書 3.2.2 によるほか、消防法令に適合するものとする。

6.2.3 消火機器

- 1 一般事項は、標準仕様書 3.1.5.1 による。
- 2 連結送水管は、次によるほか、標準仕様書 3.1.5.3 及び「予防事務審査・検査基準」（公益財団法人東京防災救急協会）による。
なお、放水口及び送水口の結合金具は原則として、差込式とする。
 - (1) 放水口
呼称 65 の青銅製とする。
 - (2) 放水口格納箱
表示灯の格納扉はパッキン付きとする。
 - (3) 放水用器具格納箱
 - ア ホース
呼び径 50 の消防用ゴム引きホースとする。
 - イ ノズル
呼び径 50（ノズルチップの口径 19 mm）の噴霧切替えノズルとする。
 - (4) 補助用高架水槽
原則として、次によるほか、標準仕様書 3.1.4.1 及び 3.1.4.2 による。
 - ア 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
 - イ FRP 製単板のパネル製とする。
 - ウ 形状は、各辺 1.0m の立方体とし、有効水量は 5000 以上とする。
 - エ 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。
 - オ 付属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。
 - カ 組立て用ボルトは、ステンレス鋼製とする。

キ コンクリート基礎は、建築工事とする。

3 消火器

国家検定合格品とするほか、次による。

(1) 住宅用消火器

住戸（車いす住戸を含む。）及び共用室には、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「第 27 号省令」という。）第三章に規定する「住宅用消火器」を設置する。当該住宅用消火器の性能は次による。

- ア 型式 住宅用粉末消火器（A・B・C 火災用）
- イ 有効期間 入居予定日から 5 年以上
（入居予定日は、監督員の指示による。）
- ウ 薬剤重量 1.5 kg 以上
- エ 放射方式 蓄圧式

(2) 集会所湯沸し室等の消火器

集会所湯沸し室近傍には、第 27 号省令第二章に規定する消火器を設置する。当該消火器の性能は次による。

なお、防災倉庫用で必要能力単位が 1 以下の消火器は本項による。

- ア 型式 粉末消火器（A・B・C 火災用）
（消火剤は第 3 種のりん酸塩類とする。）
- イ 能力単位 A-1
- ウ 薬剤重量 1.2 kg 以上
- エ 放射方式 蓄圧式

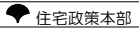
(3) (1)又は(2)以外の消火器

車いす住戸に面する共用廊下及び共用部分（開閉器盤室等）には、第 27 号省令第二章に規定された消火器を設置し、その性能は次による。

- ア 形式 粉末消火器（A・B・C 火災用）
（消火剤は第 3 種のりん酸塩類とする。）
- イ 能力単位 A-2
- ウ 薬剤重量 2.0 kg 以上
- エ 放射方式 蓄圧式

(4) 表示

消火器には、次の表示をする。

- ア 国家検定合格証
- イ 第 27 号省令に定める表示
- ウ 都マーク入りの注意シール（住宅用消火器）
- エ 白ペンキ、ラッカー吹付け又はシールによる  のマーク（住宅用消火器以外の消火器）（マークの寸法は横 130mm×縦 35mm 程度）
- オ 消火器リサイクルシール（株式会社消火器リサイクル推進センター発行）

4 製作図

放水口格納箱類は、監督員に承諾図を提出し、その承諾を受けた後に、製作するものとする。

第 3 節 施工

次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.4.5 及び 2.2.7.1 による。

- 1 埋設配管の防護は山砂とし、原則として管の上下 100 mm の範囲まで行う。
- 2 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取り替える。コーキング処理は、行ってはならない。
- 3 埋設配管の防食処置は、標準仕様書 2.2.7.3 のうち、原則としてペトロラタム

6.3.1 配管工法

	系とする。
6.3.2 管の接合	次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。 消火管の接合は、原則として、ねじ接合とする。
6.3.3 支持間隔	本共通仕様書 3.3.5 による。
6.3.4 機器の据付け	次によるほか、本共通仕様書 3.3.6、標準仕様書 3.2.2.4 及び 3.2.2.5 による。 1 消火器 (1) 消火器の詳細な設置位置については、着手前に監督員と十分打ち合わせる。 (2) 取付方法は、次による。 ア 住戸内については、消火器置台を壁（コンクリート又はパネル）に堅固に固定し、それに取り付ける。 イ 共用廊下等で雨が掛からない箇所に設置する場合は、バンド式ブラケットで壁等に堅固に取り付ける。 ウ 屋外等で雨が直接掛かる箇所に設置する場合は、ステンレス製消火器格納箱（SUS304）を壁等に堅固に取り付け、その中に格納する。 エ 取付け高さは、設置された消火器の最高部で床上 1.5m 以下とする。 (3) 位置表示 共用部の消火器には、消火器直近の見えやすい位置に「消火器」の標識銘板を設置する。 標識は合成樹脂製、赤色地に白色の文字、寸法は 240mm×80mm とし、裏面周囲に両面接着テープを張り付け、ビス止めにて取り付ける。 (4) 取付け時期 消火器本体の取付けは、盗難防止のため、監督員の指示する日時に行うものとする。
6.3.5 埋設深さ	次によるほか、本共通仕様書 3.3.3 による。 消火管の土被りは、口径にかかわらず、原則として、団地内通路下で 0.6m 以上、一般の敷地内で 0.3m 以上とする。
6.3.6 配管の識別その他	1 屋外埋設管路の曲がり、分岐等には、標示柱を設ける。標示柱は、原則として、行き先表示（矢印付き）を使用する。 2 管を埋め戻す場合は、地表から約 150 mm 程度の深さ（舗装がある場合は舗装の下面より下）に埋設表示用アルミテープ又はポリエチレンテープを埋設する。 3 屋外配管で、露出管と舗装又は、土との境界部には、配管防護のためコンクリート等で根巻をする。 4 自立型送水口と埋設配管の接続部には、配管等防護のため、コンクリート等で根巻きをする。
6.3.7 試験及び検査	次によるほか、標準仕様書 2.2.9.1 及び 2.2.9.4 による。 補助用高架水槽は、満水試験を行う。 なお、保持時間は 12 時間以上とする。漏水がある場合は、監督員の指示により手直しを行う。

第7章 換気設備工事

第1節 一般事項

7.1.1 適用範囲

- 1 この章は、主として住宅及び付帯施設の換気設備について適用する。
- 2 この章で規定するダクト類のうち、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示の定める基準のあるものについては、当該基準による。
- 3 この章で規定するダクト類のうち、自治体等による規程がある場合は、当該規程による。

第2節 機材

7.2.1 換気扇類及び 付属部品

- 1 換気口部品（ベントキャップ及びパイプ用フード）、天井埋込型換気扇、レンジ用フードファン等は、特記がない限り品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の2による。
- 2 換気扇類は、次の仕様に適合するものとする。
 - (1) 浴室などに使用する天井埋込型換気扇及び付属機器は、耐湿型とする。
 - (2) 金属製及び多湿箇所に使用する天井埋込型換気扇は、アース付きとする。
 - (3) 換気扇類は、パイプファンを除き、逆流防止シャッター付きとする。
 - (4) レンジ用フードファンは、補集効率が良く、清掃しやすいグリスフィルター付きとする。
 - (5) レンジ用フードファンは、風量3段以上に切り替えられる製品を標準品とする。
 - (6) 天井埋込型換気扇は、羽根及びグリルは合成樹脂製又はアルミ製とし、ケーシングはステンレス製、合成樹脂製又は十分に防錆^{せい}処理を施した鋼板製のものとする。
 - (7) 天井埋込型換気扇（親子扇）は、本体で所定の風量バランス調整を施してあるものとする。
 - (8) 天井埋込型換気扇（浴室用）は、風量の強弱切替えができる構造とする。
 - (9) 天井埋込型換気扇は、モーター及び羽根を容易に脱着できる構造とする。
- 3 換気口部品（ベントキャップ及びパイプ用フード）
 - (1) 換気口部品は、ステンレス製を標準とする。
 - (2) ダクト等の材質にかかわらず、取付けが容易なものとする。
 - (3) 排気用換気口類は、鳥等が侵入しにくい構造のものとする。
 - (4) 給気用換気口類は、虫等が侵入しにくい構造のものとする（網 10 メッシュ程度）。
 - (5) 雨掛かりの場所には、雨水が浸入しにくい構造のものとする。
- 4 常閉型電動給気シャッター
常閉型電動給気シャッターは、本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体及びシャッター部を鋼板又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作時には異常音がなく、圧力損失の小さな製品とする。
- 5 防火ダンパー
 - (1) 防火ダンパーの温度ヒューズ及びダンパーは、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けたものとする。
 - (2) 防火ダンパーに用いる温度ヒューズの溶解温度は、厨房（台所）排気系統は 120℃、それ以外の給排気系統は 72℃とする。

7.2.2 スパイラルダクト
次によるほか、標準仕様書 2.1.1.2 及び 5.1.15.3 による。
防火区画を貫通するコーティングスパイラルダクトは、消防庁告示第 2 号（平成 17 年 3 月 25 日）第 3 の 3 (4) ホに適合するものとする。

7.2.3 フレキシブルダクト
標準仕様書 5.1.15.7 による。

第 3 節 施工

7.3.1 ダクトの接合、製作及び取付け
1 一般事項は、標準仕様書 5.2.2.1 による。
2 スパイラルダクトを切断する場合、その径を縮小することのない工具で、管軸に対し直角に切断する。切断端面には錆止めペイントを塗布し、防錆処理を施す。
3 ダクトは、原則として住戸内から住戸外へ先下がり勾配となるよう取り付ける。
4 スパイラルダクトの接続は、次によるほか、標準仕様書 5.2.2.4 による。
ダクトの接続は、継手を直管に差し込み、2 本以上の鋼製ビスで周囲を接合した上、継手と直管の継目全周にシール材を塗布した後、継目をダクト用テープで二重に巻いて行う。
5 換気扇類とダクトとの接続は、特記がない限り、ダクト用テープ二重巻とする。

7.3.2 支持間隔
1 ダクトを吊り金物で支持する場合は、地震により脱落などを起こさないよう必要な箇所に振れ止めを施す。ただし、梁又は壁貫通部等でモルタル埋めにより固定される場合は、その固定を振れ止めとみなしてよい。
2 横走りダクトの吊り間隔は 2 m 以内とする。

7.3.3 機器の据付け及び取付け
機器及び付属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、本共通仕様書 3.3.6 並びに標準仕様書 5.2.2.1、5.2.3.1 及び 5.2.3.3 による。
1 換気扇類は、スラブ下面から取付金具（吊りボルト・フックなど）により堅固に取り付ける。
2 吸込み口、吹出し口及びパイプフードは確実に取り付ける。水密を要する外壁面に取り付ける場合は、壁との隙間をコーキングする。
3 防火ダンパーが組み込まれているものは、温度ヒューズの交換が容易に行えるよう考慮する。

7.3.4 試験及び検査
換気扇類は、原則として監督員の立会いの下で運転試験を行い、がたつき及び異常音のないことを確認する。
また、換気風量測定を行い、設計図による所定の換気量が排出されていることを確認する。

第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）

第1節 塗装工事

- 8.1.1 適用範囲 この節においては、塗装工事の標準工法を示す。これと異なる工法による場合は、監督員の承諾を得る。
- 8.1.2 塗装部分 次によるほか、標準仕様書 2.3.2.1 による。
各種機材のうち、次の部分の塗装は行わない。
(1) 樹脂コーティングなどが施された面
(2) 天井、パイプシャフト内などの隠蔽部分で、アルミガラスクロスで外装された保温仕上げ面
(3) 見え掛かりとなるビニル管のうち、パイプシャフト内、廊下下及びベランダ下に施工された配管
(4) ステンレスを使用したラッキング仕上げ面
(5) 硬質ポリ塩化ビニル管で耐候性向上仕様の管及び継手
- 8.1.3 塗装の承認 標準仕様書 2.3.2.1 による。
- 8.1.4 素地ごしらえ 標準仕様書 2.3.2.1 による。
- 8.1.5 塗料 標準仕様書 2.3.2.1 による。
- 8.1.6 塗装基準 標準仕様書 2.3.2.1 による。
- 8.1.7 防錆 標準仕様書 2.3.2.2 による。
- 8.1.8 エポキシ樹脂コーティング及びライニング 標準仕様書 2.3.2.2 による。
- 8.1.9 亜鉛めっき 次によるほか、標準仕様書 2.3.2.2 による。
1 鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼、ボルト及びナットは、あらかじめ溶融亜鉛めっき（2種 35）若しくは電気亜鉛めっきが施されたものを使用し、又は、施工後に塗装する。ただし、屋外部分は、あらかじめ溶融亜鉛めっきが施されたものを使用する。
2 上記1の材料をステンレス鋼とする場合は、めっき等を不要とする。

第2節 防露・保温工事

8.2.1 適用範囲

この節においては、防露、保温及び防食の標準工法を示したもので、これと異なる工法による場合は、監督員の承諾を得る。

8.2.2 防露・保温基準

次によるほか、標準仕様書 2.3.1.4 による。

- 1 防露・保温の対象別施工基準は、表 8.2.1 による。

表 8.2.1 管の防露・保温施工種別

工事区分		給水・消火	排水	給湯
屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I
	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I
屋内 隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c ₂ -VII	c ₂ -VII	c ₂ -I
	住戸内のパイプシャフト	c ₂ -VII		c ₂ -I
	階下のあるトレンチ内	c ₂ -VII	c ₂ -VII	c ₂ -I
	住戸外のパイプシャフト	c ₂ -VII		c ₂ -I
	スラブ上転がし配管			
暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I
	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I
床下	1階床下	d-VII		d-I
屋外 多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I

(注) 1 表中の a₁、c₂、d、e₂ と保温材は、標準仕様書表 2.3.3 によるものとし、I 及び VII は、標準仕様書表 2.3.7 による。

(注) 2 給水管でピロティ部分の天井内隠蔽配管及びポンプ室（機械室）内配管には、屋内隠蔽の項を適用する。

(注) 3 給水管・消火管でピロティ部分の露出配管及び廊下下吊り配管には、屋外多湿の項を適用する。

(注) 4 給水管及び給湯管の保温には、原則として、グラスウール保温材を使用する。ただし、給水管のうち、工事区分が、暗きよ、床下及び屋外多湿の項は、ポリスチレンフォーム保温材とする。

(注) 5 メータボックス内の給水・給湯配管の保温及び給湯器ユニットに接続する給水・給湯用フレキシブル管の保温は、ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材(※) (t=15mm) で行う。

※ ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材は、架橋ポリエチレンフォーム等で、熱伝導率 0.043W/(m・K) 以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。

また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの二つ割型とする。塩ビシートの外被の厚さは 0.1mm 以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。

- 2 換気ダクトの防露及び保温は、次による。

- (1) アルコーブ、MB 等を貫通する部分は、ロックウール断熱材 25mm 巻とする。
- (2) レンジ用フードファンの排気ダクトの部屋内部分は、東京都火災予防条例第 3 条の 2（厨房設備）第 1 項第 2 号ハの規定によるワンタッチ耐火断熱材 20mm 巻とする。

- 3 給湯器排気筒の防露・保温は、次による。

- (1) 保温材はロックウール保温材とし、その厚さは排気筒 80A では 20 mm とし、100A では 25 mm とする
- (2) 廊下等天井内隠蔽部は、アルミガラスクロス化粧保温筒とし、合せ目及び

継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、鉄線で巻き締める。

(3) 屋外露出部は、アルミガラスクロス化粧保温筒にステンレスラッキング巻とする。

なお、使用する材料は、標準仕様書 2.3.1.2 によるものとする。

4 次の管、弁、フランジ等は、特記がない限り、保温は行わない。

(1) 亜鉛めっき以外のめっきを施した管類

(2) 室内隠蔽の給水管（台所流し周り、浴室、便所、洗濯機及び洗面化粧台周り）

(3) 室内露出の給水管（台所流し周り、浴室及び便所）

(4) 室内露出の排水管

(5) ポンプ回りの弁類、フランジ、防振継手等

(6) 給水・排水管で床、壁、梁などを貫通する部分

(7) ピット内の給水横主管である SGP-VD 配管（水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(8) 消火用配管（東京 23 区外で、常時水の満たされている屋外露出配管を除く。）

(9) 各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管（屋外露出の場合、仕切弁までのドレン管については保温を行う。）

(10) 通気配管

(11) 給水立て管の 1 階仕切弁及びフランジ

(12) さや管ヘッダー配管。ただし、ヘッダー本体については、保温を行う。

なお、保温材は製造者の標準仕様による。

8.2.3
材料

次によるほか、標準仕様書 2.2.2.30 及び 2.3.1.2 による。

ラッキング仕上材は、原則としてステンレスとする。

8.2.4
施工

次によるほか、標準仕様書 2.3.1.3、2.3.1.4、2.3.1.5 及び 2.3.1.6 による。

1 整形原紙の重なり幅は、20mm 以上とする。

2 配管の被覆で、保温筒の使用困難な箇所は、同質材の保温帯等を使用することができる。また、外装材を使用しないことができる。

8.2.5
埋設管類の
防食

標準仕様書 2.2.7.1 及び 2.2.7.3 による。

第9章 昇降機設備工事

第1節 一般事項

9.1.1
適用範囲

- 1 この章は、住宅に設置する昇降機設備に適用する。
- 2 昇降機設備は、建築基準法、同法施行令及び同法に基づく告示、JIS 並びに条例ほか、関連諸法令などの定めによる。
- 3 住宅に設置する昇降機設備は、「マシンルームレス型エレベーター」として BL 認定を受けたもの（以下「エレベーター」という。）とする。
- 4 この章に定めのない事項は、特記がない限り、BL 仕様による。BL 仕様に定めのない事項は、製造者の標準仕様とする。
- 5 耐震設計施工に関しては、「昇降機技術基準の解説 2016 年版」（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター及び一般社団法人日本エレベーター協会編集）（以下「14 耐震」という。）による。

9.1.2
耐震施工

- 地震その他の振動の防護措置は、14 耐震によるほか、次による。
- 1 地震その他の振動により、駆動装置及び制御盤が転倒・移動せず、ガイドレールからかご及び釣合いおもりが外れないものとする。
 - 2 移動ケーブル等が昇降路内の突出物により損傷を受けないものとする。
 - 3 主索が綱車から外れないものとする。
 - 4 設計用震度
 - (1) 建築物の高さが 60m 以下の場合の設計用水平震度は、表 9.1.1 のとおりとする。耐震安全性の分類（耐震クラス）は A_{14} を標準とし、耐震クラスを S_{14} とする場合は特記による。

表 9.1.1 設計用水平標準震度

対象機器		乗用エレベーター（住宅用）		
耐震安全性分類		S_{14}		A_{14}
懸垂機器	2 階以上の階	防振支持	1.5	1.0
		固定支持	1.0	0.6
	1 階及び地階	防振支持	1.0	0.6
		固定支持	0.6	0.4
昇降案内機器	2 階以上の階	—	1.0	0.6
	1 階及び地階	—	0.6	0.4

（注）機器の区分は次による。
 懸垂機器 ：制御盤、巻上機、そらせ車
 昇降案内機器：レール、レール支持部材

- (2) 設計用鉛直震度は、表 9.1.2 のとおりとする。ただし、昇降案内機器に常時鉛直荷重が作用する場合を除き、昇降路内の機器自体の上下については考慮しなくてもよい。

表 9.1.2 設計用鉛直標準震度

対象機器			乗用エレベーター(住宅用)	
耐震安全性分類			S ₁₄	A ₁₄
懸垂機器	建築物の 中間階超え	防振支持	1.0	0.6
		固定支持	0.5	0.3
	建築物の 中間階下	防振支持	0.5	0.3
		固定支持	0.3	0.2

(注) 機器の区分は次による。

懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車

9.1.3
所要性能

1 エレベーターの所要性能は、原則として、表 9.1.3 を標準とする。

表 9.1.3 所要性能

型式	種別		定格 速度	かご内法 寸法	出入口 寸法
ロープ式 (マシンルー ムレス型) エレベーター	RU-9-2S-*-WQ	RU-9-2S-*-WQF	45m/min 60m/min	W1050× D1520 (トランク付 D2000)	W800× H2000
	RU-9-2S-*-TWQ	RU-9-2S-*-TWQF	90m/min		

RU：ロープ式(マシンルームレス型)、2S：2枚戸片引き、W：防犯窓、
T：トランク付*：定格速度、F：福祉型、Q：地震時管制運転装置付

2 操作方式は、1台の場合にあっては方向性乗合自動方式乗り捨て式とし、2台の場合にあっては群乗合全自動方式とし、3台の場合にあっては全自動群管理方式とする。

3 電気料金の力率割引が受けられるものとする。

9.1.4
非常時の安全
対策

停電時又は故障時において、保守管理会社の要員が現場に到着後、かご内乗客を安全かつ速やかに乗場から救出できる構造とする。

9.1.5
別途工事

1 建築関係

- (1) 昇降路内頂部へのフック(20KN)又はトロリービーム(20KN)設置工事
- (2) 昇降路の築造、エレベーター用仕切壁、ピット内の防水その他昇降路躯体構造に関する一切の工事
- (3) 昇降路の仕上げ、断熱及び塗装工事

2 電気関係

- (1) 電力供給工事(動力用200V電源線、照明用100V電源線及びアース線を1階昇降路内に8m程度の余長で突き出し)
- (2) 通話装置回路(発信機から1階昇降路内に8m程度の余長で突き出し)
- (3) ピット点検用コンセント工事
- (4) 昇降路内煙感知器設備工事

第2節 各種仕様

9.2.1
巻上機

1 巻上機は、電動機軸に駆動綱車とブレーキドラム又はディスクブレーキをはめ込んだ直結構造とする。仕様は、製造者の標準仕様とする。

- 2 そらせ車を設ける場合において、主索のかかり代が円周の4分の1以下のときには、その直径を主索径の36倍以上とすることができる。
- 3 巻上機は、地震によって転倒・移動しないように強固に固定する。

9.2.2
電動機

電動機は、エレベーター用として特に設計・製作されたもので、比較的小さい起動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられる構造とする。

9.2.3
受電盤及び制御盤

- 1 受電盤は鋼板製とし、配線用遮断器を設ける。
- 2 制御盤は鋼板製とし、エレベーターの運転に必要なインバーターユニット・制御用機器類を設ける。
なお、受電盤及び制御盤は、一体のものでもよい。
- 3 受電盤及び制御盤は、昇降路内又は乗り場に設ける。
- 4 受電盤及び制御盤は、地震時に転倒又は移動することを防止するため、強固に固定する。

9.2.4
自動着床装置

かごは、電圧変動率5%以内、周波数変動1%以内、相間不平衡率5%以内において、積載荷重の範囲内で正確に着床できるものとし、その精度は±10mm以内とする。

9.2.5
ブレーキ

- 1 動力が断たれたとき又は電气的安全装置が作動したときに、確実に作動するものとする。
- 2 ブレーキ装置は常時作動型二重系ブレーキ又は別のブレーキ装置により構成する待機型二重系ブレーキとし、かごの下降時において減速又は停止させ、その状態を保持する能力を備えるものとする。
- 3 ブレーキの定格積載に対する保持能力は、次による。
 - (1) 常時作動型二重系ブレーキは、両側で125%以上、片側で100%以上とする。
 - (2) 待機型二重ブレーキは、常時作動側で125%以上、待機側で100%以上とする。
- 4 ブレーキシューは、強力な発条力により、ブレーキドラム又はディスクを把握するものとし、その力は調整できる構造とする。

第3節 昇降路

9.3.1
レール

- 1 エレベーター用に製作されたT形レールで、鋼材によるSS400以上の強度を有するものとする。
- 2 素材のひずみを取り除き、三面を精密に機械仕上げしたもので、歯厚の寸法公差は0.1mm以内とする。
- 3 レールの継目は、ほぞ継ぎとし、継目板で接続する。
- 4 レールの取付範囲は、緩衝器の行程を全て押し下げた状態において、かご又は釣合いおもりがレールから外れない位置まで設けるものとする。

9.3.2
レールブラケット

- 1 鋼材によるSS400以上の強度を有し、昇降路壁、はり又は中間ビームに取り付ける。
- 2 取付け間隔は、レールサイズ、昇降時に加わる力及び地震力に対応するものとする。

9.3.3
ガイドシュー

スライディングガイドシュー又はローラーガイドとし、いずれの場合もレール面への接触圧力を容易に調整できるものとする。ただし、釣合いおもり用のガイド

シューは固定式とすることができる。

9.3.4 主索 JIS G 3525 (ワイヤロープ) 若しくは JIS G 3546 (異形線ワイヤロープ) に定めるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

9.3.5 張力平衡用ばね 主索端部の引止め部には、必要に応じ、張力平衡用ばねを設け、各主索の張力が可能な限り均一になるようにする。

9.3.6 ロープ自重の補償装置 エレベーターの昇降行程が長く、綱車のけん引力等に悪影響を与える場合は、巻上げロープの自重を補償する釣合い鎖又は釣合いロープを設ける。

9.3.7 釣合いおもり 釣合いおもりは、鋳鉄製、鋼製又はコンクリート製で自重を容易に加減できる構造とし、緩まないよう締め金具によって強固に締め付ける。

第4節 かご

9.4.1 かご枠 上枠、下枠、縦枠及び床枠から構成され、主要構造部は鋼材を使用し、枠継ぎは、リベット、ボルト締め又は溶接により堅固に製作する。

9.4.2 かご床

- 1 ステンレス製 (SUS304 厚さ 1.0mm 以上) 下敷板材又は床板とし、2mm 厚以上の合成樹脂タイル張り又は合成樹脂シート張り仕上げとする。
- 2 かご床の前面には、出入口全幅にわたり厚さ 1.2mm 以上の鋼板製保護板 (エプロン) を設ける。万一、かご上昇方向で戸開走行保護装置が動作した場合に、保護板の先端と出入口床面との垂直距離は 11cm 以下とする。
- 3 敷居はステンレス製 (SUS 304) とし、溝一本につき 2 か所以上のごみ落とし穴を設ける等、清掃性を考慮した構造とする。

9.4.3 かご室

- 1 天井は厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ又は化粧鋼板とする。
- 2 側壁は厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧張り仕上げとし、張り替え又は取替え可能なものとする。
- 3 かごの出入口柱はステンレス製 (SUS 304) とし、ヘアライン又はバイブレーション仕上げとする。
- 4 幅木はステンレス製 (SUS 304) とし、ヘアライン又はバイブレーション仕上げとする。
- 5 トランクの扉は厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧張り仕上げとし、張り替え又は取替え可能なものとする。
また、トランクの扉は錠付きとし、錠の形式は E. M. T. R422 とする。
トランク部床板は、9.4.2 によるほか、かご床とトランク床の段差はないもの (フロア形) とする。
- 6 かご室内には、次のものを備える。
 - (1) かご操作盤
 - (2) 照明器具
 - (3) 停電灯
 - (4) 換気扇

- (5) かが内位置表示器
 - (6) 防犯カメラ
 - (7) 標識、エレベーター使用注意銘板等
- 7 かが両側面に、ステンレス製手すり（円形断面直径 30mm から 40mm まで）を床面から 800mm 程度の高さに設ける。

9.4.4 かごの戸

- 1 電動自動開閉装置（セーフティシュー付き）により、静粛かつ円滑に開閉できるものとし、形式は 2 枚戸片開きとする。
- 2 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧張り仕上げとする。
- 3 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。
 - (1) ガラスは厚さ 6.8mm 以上、大きさ 700mm×200mm 以上の網入りガラスとする。
 - (2) 取付け高さは、床面からガラス窓下端までを床面から 1,100mm 以下とし、かごの戸の表面とガラス表面の段差は 2.5mm 以下とする。
- 4 かがの戸は、ドアハンガーにより堅固につり下げ、付属部品を取り付ける箇所は十分に補強をする。

9.4.5 かご操作盤

- 1 かが操作盤のカバープレートの材質は製造者の標準仕様とし、かご内面に調和よく取り付ける。
- 2 かが操作盤は、次のものを備える。ただし、次の(4)から(7)までのスイッチ類は、操作盤の施錠可能なボックスに内蔵させる。
 - (1) 行先階用押しボタン（応答ランプ付き・点灯式）
 - (2) 戸開閉用押しボタン
 - (3) インターホン
 - (4) 照明用スイッチ
 - (5) 換気扇用スイッチ
 - (6) 各階強制停止切替え用スイッチ
 - (7) 非常停止スイッチ
 - (8) その他運転に必要な装置
- 3 エレベーター使用注意銘板
板厚 0.5mm 及び大きさ 364mm×515mm のアルミニウム製とし、かご内操作盤の側壁に取り付ける。
取付け高さは、下端で床上 1,500mm とし、取付方法は、板裏面周囲に両面接着テープを張り付けた上で、6 か所ビス止めとする。
- 4 トランク付きエレベーター使用注意銘板
板厚 0.6mm 及び大きさ 210mm×170mm のアルミニウム製とする。かご内トランクの扉に取り付ける。取付方法は、板裏面周囲に両面接着テープを張り付けた上で、4 か所ビス止めとする。

9.4.6 照明器具

照明の所要照度は、かご床中央床面から 1 m 上の位置において、照度 200Lx 以上とする。

9.4.7 停電灯

停電灯（電源は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切換え、復電時自動復旧装置付き、60 分以上連続定格のものとする。）の所要照度は、床面で 1Lx 以上とする。

9.4.8 換気扇

換気扇は天井埋込み型又は吹出し型とする。換気扇の運転方式は次による。

- 1 かが運転中は、換気扇が作動していること。
- 2 かが待機中は、換気扇が停止していること。
- 3 閉じ込め状態の場合でも、呼びがあるときは、停電時又は電気系統の故障等の時を除き、換気扇が作動していること。

9.4.9 かご内位置表示器	<ol style="list-style-type: none"> 1 点灯又はデジタル表示等によりかごの位置を表示するもので、かご内の出入口又は操作盤上部に取り付ける。 2 カバープレートの材質は、製造者の標準仕様とする。
9.4.10 防犯カメラ設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯カメラ及びデジタルレコーダーから構成されるものとし、その仕様は次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯カメラ <ol style="list-style-type: none"> ア カラーカメラとし、形状はドーム型とする。 イ 撮影部は、固体撮像素子（1/3 形又は 1/4 形 CCD）で構成されたものとする。 ウ 性能は、水平解像度は 330TV 本以上、最低被写体照度は 10lx 以下、オートホワイトバランス機能付きとする。 (2) デジタルレコーダー <ol style="list-style-type: none"> ア 記録容量は 1 秒 1 枚以上で 168 時間以上とし、記録は、エレベーターの運転状況にかかわらず、常時、録画を行う方式とする。 イ カラー方式とし、水平解像度は 240TV 本以上とする。 ウ 録画されたデータ（画像）を取り出す機能を有する。 エ 録画されたデータ（画像）の撮影日時を確認できる機能を有する。 オ 入力電源が断たれた状態で、設定条件を 72 時間以上保てるものとする。 2 デジタルレコーダーは、原則として、かご上に設置する。 3 1 階乗り場付近及びかご内カメラ付近に「防犯カメラ設置エレベーター」と表示したシール等を設置する。
9.4.11 標識	<p>標識は、用途、積載荷重及び最大定員を明示したものとする。</p>
9.4.12 いたずら呼びキャンセル装置	<p>かご操作盤行先ボタンのいたずら押しにより、無用な登録がなされたと判断したときは、登録を解除する装置を設ける。</p>
9.4.13 照明自動休止装置	<p>かごが停止後、一定時間経過しても呼びがないと自動的に照明の回路を切る装置を設ける。</p> <p>なお、照明と換気扇の制御回路は、タイマー以降で別回路とする。</p>

第 5 節 乗場

9.5.1 乗場枠	<ol style="list-style-type: none"> 1 フロントパネル幕板付き一体形構造で、厚さ 1.6mm 以上の鋼板製とし、ラッカー又は合成樹脂系塗装仕上げを標準とする。 2 板の折曲げ加工は、角度を正確に出し、りょう線は真っ直ぐで折りむらがあつてはならない。 3 乗場枠は、^く躯体にアンカー等により強固に固定して取り付け、隙間はモルタル等により確実に充填する。ただし、メーカー等により取付方法が異なる場合にはこれに準じる。
9.5.2 敷居	<p>硬質アルミ製とし、建物出入口階の敷居溝には、溝 1 本につき 2 個以上のごみ落とし穴を設ける等、清掃性を考慮した構造とする。</p>
9.5.3 位置表示器及	<ol style="list-style-type: none"> 1 点灯又はデジタル表示等によりかごの位置及び進行方向を示すもので、押しボタン組込み型とし、乗場枠に取り付ける。

- び乗場押しボタン
- 2 2台群乗合全自動及び3台全自動群管理の場合は、位置表示器及び押しボタンを分離型としてもよい。
 - 3 カバープレートの材質は、製造者の標準仕様とする。
- 9.5.4 乗場の戸
- 1 かごの戸に連動して開閉する片面張りパネルドアとする。
 - 2 厚さ1.6mm以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ又は化粧鋼板を標準とする。
 - 3 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は、本共通仕様書9.4.4の3による。

第6節 安全装置

- 9.6.1 かごの戸及び乗場スイッチ
- かご及び昇降路の出入口の戸が全て閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置とする。
- 9.6.2 乗場戸ロック
- 昇降路の出入口の戸は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、鍵を用いなければ外から開けることができない装置とする。
なお、全階に外部から解錠できる装置を設ける。
- 9.6.3 戸繰返し反転機構
- 戸開閉駆動機構に加わる力又は時限装置などにより異常を検出し、戸の開閉を繰り返す装置を設ける。
- 9.6.4 非常停止スイッチ
- かごの内及び上で動力を切ることができる装置とする。
- 9.6.5 過速安全スイッチ
- 調速機に設けられた電気開閉器とし、かごの速度が定格速度の130%（かごの定格速度が毎分45m以下の場合は63m）を超えないうちに電動機への入力を断ち、ブレーキを作動させてかごを停止させる装置とする。
- 9.6.6 電磁ブレーキ
- 直流電磁式で動力が断たれたとき又は電氣的安全装置が作動したときに、確実に作動するものとする。
- 9.6.7 非常止め装置
- 1 調速機に連動された機械的安全装置とし、かご下降速度が何らかの原因により過速安全スイッチの作動速度を超えた場合に、定格速度の140%（かごの定格速度が毎分45m以下の場合は68m）を超えないうちに自動的に作動して、レールをつかんでかごを確実に停止させるものとする。
 - 2 定格速度が毎分45mを超えるエレベーターの場合は、次第ぎき非常止め装置とする。
- 9.6.8 リミットスイッチ
- 昇降行程の上下最終端に取り付け、かごが最上階又は最下階を行き過ぎないうちに自動的に作動し、その方向への運転を減速停止させるものとする。
- 9.6.9 ファイナルリミットスイッチ
- 1 昇降行程の上下最終端に取り付け、かごが最上階又は最下階を著しく行き過ぎた場合に、自動的に安全に停止させるものとする。
 - 2 このスイッチの作動により、かご内操作によるエレベーターの運転が不可能となるようにする。

9.6.10 緩衝器	3 かが上で作業するエレベーターは、頂部安全距離確保スイッチを設ける。 緩衝器は、リミットスイッチ及びファイナルリミットスイッチでも停止できなかった場合に、かが又は釣合いおもりが昇降路底に衝突する衝撃を緩和する装置とする。かが用及び釣合いおもり用として、それぞれ昇降路底部に設置する。 なお、鋼製の台へ設置する。
9.6.11 低速自動救出 運転装置	階間で電気系統の接触不良等で停止した場合、安全上支障があるか否かを自動的に判断し、低速で最寄り階まで運転着床して戸を開く装置とする。
9.6.12 過荷重検出装 置	積載荷重を著しく超えた場合に警報を発生し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置とする。
9.6.13 各階強制停止 装置	1 かが内の行先階押しボタンが押された場合に、目的階に至るまでの各階で自動的に停止・戸開する運転を行う装置とする。ただし、各階強制運転中であっても、戸閉ボタンは有効とする。 2 各階停止装置は操作用 24 時間タイマーによる自動切替えとし、タイマーの時間のセットは適宜変更可能なものとする。セット時間は、原則として午後 10 時から午前 6 時までとする。 3 タイマーは、制御用マイコン組込又は機械式タイマーとする。
9.6.14 冠水検知セン サー	1 昇降路ピット内に冠水検知センサーを設置する。 2 ピット内の水位が基準水位を超えた場合、音声案内をするとともに、管制運転を行い、かがを最下階以外の階へ避難させた後、扉を閉じ、停止させる。 3 冠水検知センサーの遠隔監視は、第 9 節による。 4 冠水検知センサーの性能及び設置位置は、製造者の標準仕様による。
9.6.15 安全装置の構 造	安全装置のうち、乗場ドアスイッチ、乗場ドアロック、非常停止スイッチ、リミットスイッチ及びファイナルリミットスイッチは、バネの破損、接点の溶着などが発生した場合でも、開路できる構造とする。
9.6.16 戸開走行保護 装置	駆動装置及び制御器に故障が生じ、意図せずかごの位置が著しく移動した場合又はかが及び昇降路の戸が全て閉じる前に、意図せずかがが昇降した場合にかごを制止させる装置で、国土交通大臣の認定を受けたものとする。
9.6.17 視覚障害者向 仕様	1 乗場ボタン 一般用乗場ボタンに近接して点字表示を行う。乗場ボタンが押されたときの戸開時間は 10 秒程度とする（操作盤の戸閉ボタンを押すことにより、戸開時間の短縮は可能とする。）。 2 乗場階数表示 一般用乗場ボタンに近接して、階数の点字表示を行う。 3 かが内操作盤 一般用主操作盤の行先、戸開、戸閉及びインターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれ点字表示を行う。操作盤の行先ボタンが押されたとき、行先階でのかごの戸開時間は 10 秒程度とする（操作盤の戸閉ボタンを押すことにより、戸開時間の短縮は可能とする。）。 4 表示方法 点字などの表示方法は、JIS T 0921（高齢者・障害者配慮設計指針一点字の

表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備）及び JEAS-523（（標 05-05）かご操作盤の標識（戸開・戸閉、インターホンボタン）の標準）によるほか、製造者の標準仕様による。

なお、点字の取付けは、接着又はビス止めとする。

9.6.18
音声案内装置

- 1 案内は、音声合成装置で行い、メッセージの項目は次のとおりとする。
 - (1) 階床案内
 - (2) 方向案内
 - (3) 戸閉案内
- 2 かご内が満員になった場合又は管制運転となった場合に、かご内の乗客に音声アナウンス（気配りアナウンス）を行う装置を設ける。
なお、気配りアナウンスの項目は、表 9.6.1 による。

表 9.6.1 アナウンスの項目とその内容

アナウンスの項目		内容
乗り過ぎアナウンス		満員時の最後の乗客に対し、かごから降りるよう促すアナウンス
管制運転案内	<ul style="list-style-type: none"> ・地震 ・停電 ・火災 (火災管制運転装置のある場合) ・冠水 	管制運転時に、かごが開いたら降りるよう促すアナウンス
不停止階案内 (不停止階がある場合)		不停止階のボタンが押された場合に、停止しない事を告げるアナウンス

第 7 節 連絡装置及び警報装置

9.7.1
インターホン

- 1 インターホンは、JIS C 6020（インターホン通則）による。
- 2 取付け位置は、かご内及び 1 階エレベーターホールに各 1 個とする。
- 3 上記とは別に、制御盤内又は制御盤付近にメンテナンス用連絡装置を設ける場合の仕様は、製造者の標準仕様による。
- 4 電源は、自動充電式蓄電池とする。
- 5 かご内インターホンの遠隔監視は、第 9 節の定めによる。

9.7.2
警報装置

- 1 非常呼びボタン
 - (1) かご内に 2 か所の非常呼びボタンを設ける。うち 1 か所はかご操作盤のインターホン呼びボタンを兼ねるものとし、他の 1 か所はかご操作盤と対角線のかご側壁に設置する。ただし、福祉型については、本共通仕様書 9.8.1 による。
 - (2) 非常呼びボタンを押すことにより、かご上及び 1 階のエレベーターホールに設置された警報ブザーが鳴り、かつ、1 階エレベーターホールに設置したインターホンと通話可能となり、かつ、各階停止装置が作動するようにする。
- 2 非常呼びボタンの自動復帰装置
1 階のエレベーターホールの警報ブザーは、15 秒間程度の鳴動後自動的に鳴りやみ、かつ、防犯装置は元の状態に復帰するように設備する。
- 3 非常呼びボタンの遠隔監視は、第 9 節の定めによる。

第8節 身体障害者対応

9.8.1 福祉型

福祉型の標準付加仕様は、表 9.8.1 による。

表 9.8.1 福祉型の付加仕様

かご室	専用操作盤 (正副2基)	横型正副操作盤(車椅子使用者型、点字表示)を設置する(点字表示方法は、本共通仕様書 9.6.17 の4による)。押しボタンの高さは、最下段のボタン(インターホン呼びボタンを含む。)の中心で、床面から 1,000mm 程度とする。 操作盤のカバープレートは、製造者の標準仕様とする。
	キックプレート	かごの中木上に、床面から 300mm 高さまで、全面ステンレス製ヘアライン仕上げのキックプレートを設ける。
	鏡	かご奥壁面に巾 600mm 程度、下端が床面から 500mm 程度、上端が床面から 1,900mm 程度の鏡を設ける。材質はステンレス製鏡面仕上げとする。トランク付きの場合、鏡は三分割とする。
	インターホン呼びボタン (非常呼びボタン兼用)	正専用操作盤に組み込む。
出入口	かご側の光電管装置	床面から 200mm 程度及び 600mm 程度に各 1 か所とする。
	戸の開放時間	正副専用操作盤及び専用乗場ボタンの呼びでかごが停止した場合における戸の開放時間は 10 秒程度とする。
	自動着床装置	かごが着床した時の段差は±10mm 以下とする。
	出入口の床先とかごの隙間	30mm 以下とする。
	専用乗場ボタン	三方枠の戸当たり側たて枠に組み込み、高さは、床面から 900mm 程度とする。ボタンは応答式とし、点字表示を行う。 (点字表示方法は、本共通仕様書 9.6.17 の4による。)
シンボルマーク	福祉型エレベーターのシンボルマークを専用乗場ボタン及び操作盤に表示するか、その近傍に設ける。	

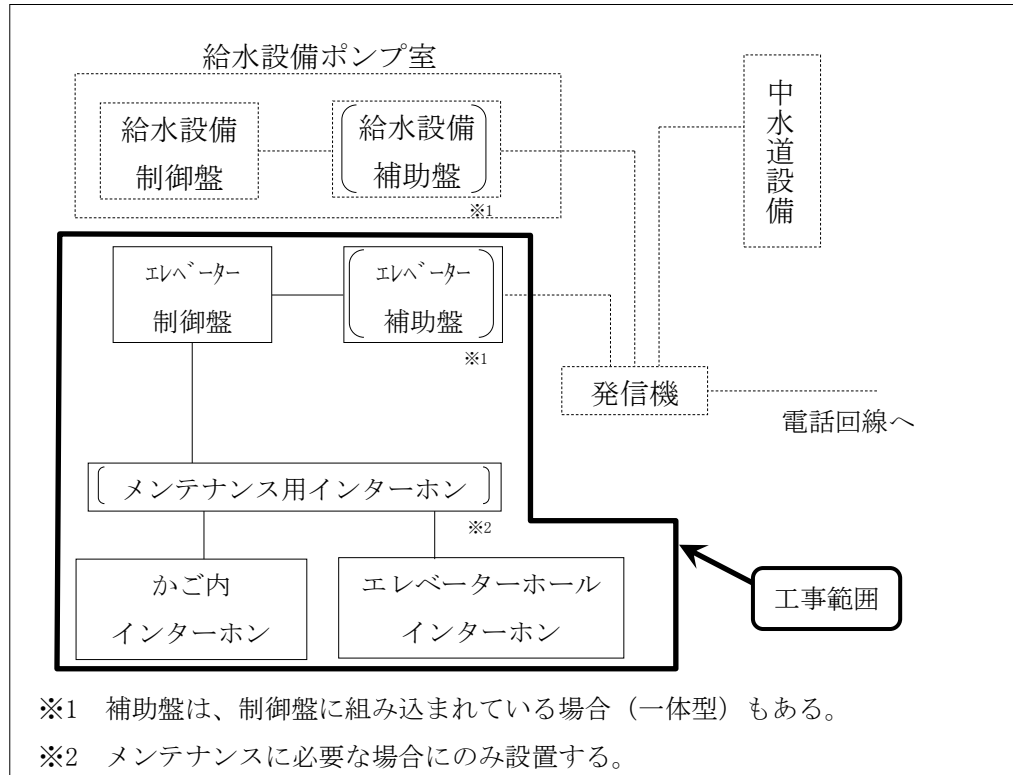
第9節 遠隔監視装置

9.9.1 設備構成

遠隔監視装置の構成内容は、図9.9.1による。

なお、エレベーター補助盤（一体型の場合は、エレベーター制御盤）から発信機への配管及び配線は、別途工事とする。

図9.9.1 遠隔監視構成図



9.9.2 設備監視基本仕様

- 1 エレベーター設備監視項目とその内容は、表9.9.1による。

表9.9.1 エレベーター監視項目及びその内容

監視項目	内容
直接通話	閉じ込め故障検出時に、かご内のインターホン呼びボタン又は非常呼びボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる。
閉じ込め	エレベーターが階間停止又は着床状態でも戸開せず、乗客がかご内に閉じ込められた状態
運転異常	エレベーターは運転可能な状態にはあるが、正常な運転を10分程度行っていない状態
起動不能	安全装置等の異常により、一定時間エレベーターが起動出来ない状態
冠水管制	ピットに水が進入して、エレベーターが休止した状態

- 2 設備監視項目及びその内容については、関連設備業者と調整する。
- 3 設備監視項目のポイント数については、エレベーター台数や給水設備の組合せにより、必要なポイントを確保する。

9.9.3
設備監視機器

- 1 エレベーター
 - (1) エレベーター制御盤からの異常・故障信号を取り出すものとする。
なお、点検時に発報しないものとする。
 - (2) 操作案内銘板をエレベーターのかご内に設けるものとする。
- 2 エレベーター補助盤
 - (1) エレベーター制御盤からの信号により、エレベーターの異常・故障を検出し、その情報を発信機に伝達する機能を持つものとする。
また、閉じ込め故障通報時には、かご内インターホンと監視センターとの直接通話が可能となる機能を持つものとする。
- 3 発信機（別途エレベーター管理委託業者が設置）
 - (1) エレベーター補助盤（給水設備補助盤、中水道設備補助盤等は、別途工事）で検出する異常・故障信号を、加入電話回線を通じて監視センターへ伝達する装置とする。
また、直接通話の機能を持つものとする。
 - (2) 発信機の設置台数は、原則として、1住棟につき1台とする。
 - (3) 発信機1台当たりのエレベーター監視可能台数は、原則として5台までとする。
 - (4) 発信機を機能させるための電源の停電保障は30分とする。
- 4 直接通話機能
 - (1) かご内インターホン呼びボタン又は非常呼びボタンを押したときに、監視センターと直接通話が可能となる機能を持つものとする。
 - (2) 通話機能の電源の停電保障は30分とする。
 - (3) 監視センターとの直接通話が可能になるまでの所要時間は、インターホン呼びボタン又は非常呼びボタンを押してから約1分とする。
 - (4) インターホン呼びボタン又は非常呼びボタンと連動するブザーの鳴動時間は15秒とする。

9.9.4
施工方法

- 1 機器の取付け
 - (1) エレベーター補助盤
取付位置は、昇降路壁面又は制御盤に組み込みとし、制御盤に組み込む場合は製造者の標準仕様による。
 - (2) インターホン
遠隔監視設備で、直接通話機能を確保する。
 - (3) 配線方法
エレベーター制御盤とエレベーター補助盤間の配線は、エレベーター監視機能を満足するものとする。
 - (4) 発信機（別途エレベーター管理委託業者が設置）
取付位置は、原則として開閉器盤室又は昇降路等で、施錠のできる場所とする。これにより難しい場合は、別に指示する場所とする。

9.9.5
工事範囲

- 別途エレベーター管理委託業者が行う遠隔監視に係る工事範囲は、次のとおりとする。
- 1 エレベーター警報系（インターホンを含む。）
 - (1) 昇降路内の余長配線（配線は電気設備工事）を、エレベーター制御盤又はエレベーター補助盤に接続する。
 - (2) 発信機への接続
昇降路内から発信機までの配線（配線は電気設備工事）を利用し、エレベーターの警報要素及びインターホン系の必要配線を発信機に接続する。
なお、発信機への接続及び試験に当たって、関係業者は立会いを行う。

- 2 給水設備警報系
警報表示盤 2 次側（発信機側）及び発信機へ接続する（警報表示盤から発信機までの配線は電気設備工事）。ただし、発信機へ至る間に端子盤を設ける場合には、端子盤の 2 次側及び発信機へ接続する（警報表示盤と端子盤間の配線及び接続は電気設備工事）。
- 3 電話系
電話系配線（配線は電気設備工事）を発信機、電話端子盤に接続する。
- 4 発信機電源
発信機に電源配線及び接地線を接続する（発信機から共用灯分電盤に至る配線及び共用灯分電盤への接続は電気設備工事）。
- 5 総合システム試験
(注) 発信機が給水設備の警報要素に対して振り向けられるポイント数は、エレベーター製造者及びエレベーター設置台数で異なる。
なお、ポイント数に余裕がない場合には、ポンプ故障を一括表示とすることができる。

第 10 節 地震時管制運転装置

9.10.1 地震時管制運転装置

- 1 地震感知器は、次表の性能を有する電気式又は機械式のもので、人為的な振動を与えずに作動を試験することができる点検性能及び作動表示を備えるものとし、かつ、経年変化が少なく、誤作動のないものとする。

表 9.10.1 地震感知器の性能

種類	P 波感知器	S 波感知器（普通級）
検出方向	垂直方向	水平全方向
周波数特性	1～5Hz 又は 10Hz	1～5Hz の範囲でフラット特性
検出精度	±(設置値×10%+1) Gal	±(設置値×10%+7) Gal

(注)周波数特性は、5Hz を超える範囲では、感度は下降特性とする。

- 2 地震感知器の設置位置は、次による。
 - (1) P 波感知器は、原則として、昇降路下部に設ける。ただし、昇降路下部に振動が頻繁に生じるなどにより加速度を検知する上で支障がある場合には、設置場所を限定しない。
 - (2) S 波感知器は、表 9.10.2 に示す位置を標準設置位置とする。
なお、感知器の設置単位は、原則として昇降路ごととする。
- 3 地震感知器の加速度の設定方式及び設定値は、原則として表 9.10.2 によるものとする。
また、急行ゾーンがない場合の S 波 [低] 感知器、急行ゾーンがある場合の S 波 [高] 感知器のリセットは、手動で行えるものとする。
急行ゾーンとは、定格速度 60m/min 以上のエレベーターにおいて、一般階に出入口がなく、P 波感知後、最寄階又は非常着床用出入口に着床するまでの時間（戸開時間は含まないものとする。）が、おおむね 10 秒を超える部分をいう。

表 9.10.2 地震感知器の設定値[Gal]

建物の高さ	P波設定値 Gal	S波		
		[特低]設定値 Gal	[低]設定値 Gal	[高]設定値 Gal
60m以下	2.5~10		200 (頂部設置) 又は 80 (底部設置)	300 (頂部設置) 又は 120 (底部設置)

- (1) 急行ゾーンがないエレベーターに設ける地震感知器は、P波及びS波 [低] とする。ただし、閉じ込め時リスタート運転機能などを有効に動作させるために必要な場合は、3段設定式によることができるものとする。
- (2) 急行ゾーンがあるエレベーターに設ける地震感知器は、P波、S波 [低] 及びS波 [高] とする。
- 4 地震時管制運転動作
- (1) 地震時のエレベーターの地震時管制運転動作は、14 耐震のフローによるほか、製造者の標準仕様とする。
- (2) 閉じ込め時リスタート運転機能付きとし、JEAS-419 (標 06-10) (一般社団法人日本エレベーター協会標準) による。
- (3) 管制運転動作時に、かご内にその旨を表示するものとする。
- 5 停電時自動着床装置
- 停電時及び制御回路故障時に、エレベーターごとに設けたバッテリー電源により電動機を駆動させ、かごを最寄り階まで低速で自動着床させる救出運転装置とし、その仕様は次による。
- (1) 自動着床装置の電源装置は、自動充電式蓄電池とする。
- (2) 自動着床装置の動作時に、かご内へ救出運転表示を行う。
- (3) 停電により当該装置が作動した場合、商用電源復電に伴い自動的に平常運転へ復帰するものとする。
- (4) 動作フローは、14 耐震のフローによるほか、製造者の標準仕様とする。

第 11 節 塗装その他

- 9.11.1 塗装 昇降機設備工事における塗装は、製造者の標準仕様とする。ただし、昇降路内についての塗装は要しない。
- 9.11.2 表示
- エレベーターの設置数が複数である場合は、エレベーター番号を追い番号で明示したプレートを、始発階の扉上の壁及びかご内に取り付ける。
 - 故障時の連絡先を明示したプレートを、各階のエレベーターホールの見やすい場所に表示する。
 - 1階のエレベーターホールの見やすい場所に、注意銘板 (本共通仕様書 9.4.5 の3と同じ) を取り付ける。
 - 各階乗場の戸の小口に、階数表示のシールを貼る。
- 9.11.3 付属品、予備品及び工具
- エレベーターには、次の付属品及び予備品を備える。
- 付属品 (1 昇降路標準)
 - 点検灯 (コード付き) 1 組
 - 起動用キー 2 個
 - ドアロック開放用鍵 2 個
 - 予備品 (1 台ごとに)

豆電球（位置表示器用・必要のある場合） 20 個

3 その他（1 昇降路標準）

トランクの鍵（E. M. T. R422） 3 個

9. 11. 4

技術管理その他

1 公社への引渡し後、住宅の使用開始日から起算して3か月間の技術上の管理は、受注者が無償で行うものとする。

2 建物の完成後、居住者の転入引越期間中にかご室を保護するため、マット式かご保護板等を利用した簡易的なかご養生を施すものとする。

第 10 章 機械式駐車設備工事

第 1 節 一般事項

10.1.1 適用範囲 標準仕様書 8.1.1.1 及び 8.2.1.1 による。

第 2 節 機材及び施工

10.2.1 駆動装置 標準仕様書 8.2.2.1 による。

10.2.2 構造体 標準仕様書 8.2.2.2 による。

10.2.3 搬器 標準仕様書 8.2.2.3 による。

10.2.4 運転操作盤 標準仕様書 8.2.2.4 による。

10.2.5 電源盤及び制御盤 標準仕様書 8.2.2.5 による。

10.2.6 安全装置 標準仕様書 8.2.2.6 による。

10.2.7 耐震措置 標準仕様書 8.2.2.7 による。

10.2.8 塗装 標準仕様書 8.2.2.8 による。

10.2.9 電気配線 標準仕様書 8.2.2.9 による。

10.2.10 付属品及び予備品 標準仕様書 8.2.2.10 による。

10.2.11 試験 標準仕様書 8.2.2.11 による。

10.2.12
工事区分

特記による指示がない限り、次の標準工事区分による。

標準工事区分（○印が施工範囲）

区分	No.	製作・工事内容	立 駐 工 事 範 囲 内	立体工事範囲外			摘要
				建 築	電 気	空 調 衛 生	
駐 車 装 置 関 係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合 屋内装置の場合
	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○				
	3	天井吊りフックの製作・輸送	○				
	4	天井吊りフックの埋め込み工事		○			
建 築 及 び 土 木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○			
	6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○			
	7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○		
	8	架台柱アンカー部モルタル充填工事		○			
	9	埋設配管・スリーブ埋設工事			○		
	10	安全柵の製作・据付け工事		○			
電 気 関 係	11	車路・通路関係建設工事		○			
	12	制御盤への一次電源引込み及び結線工事 D種接続（接地）	○		○		
	13	二次側配線工事			○		
	14	点検用コンセント設置工事			○		
	15	漏電ブレーカーの設置工事			○		
そ の 他	16	埋設配管工事（一次側・二次側共）			○		
	17	消火設備工事			○		
	18	照明設備工事			○		
	19	車路管制設備工事			○		
	20	換気設備工事			○		
	21	仮設工事一式	○				
	22	駐車設置取扱い説明	○				
	23	工事施工に必要な関係官公署の手続	○				

※ 仮設工事一式（工事用電気料金・水道料金・搬入路・片付け・清掃等）

参 考 資 料

国際単位系 (SI) 換算表

量	国際単位系 (SI)		換 算 率
	名 称	記号	
力	ニュートン	N	1 kgf=9.80665 N
圧	力 パスカル	Pa	1 bar=1×10 ⁵ Pa 1 kgf/cm ² =9.80665×10 kPa 1 mmH ₂ O=9.80665 Pa 1 mH ₂ O=9.80665 kPa
応	力 パスカル	Pa	1 kgf/mm ² =9.80665 MPa
仕事・エネルギー・熱量	ジュール	J	1 kW·h=3.6 MJ 1 kgf·m=9.80665 J 1 kcal=4.18605 kJ
効率・能力・熱流	ワット	W	1 kgf·m/s=9.80665 W 1 PS=7.355×10 ⁻¹ kW 1 kcal/h=1.16279 W
比	熱 —	—	1 kcal/(kg·°C)=4.18605 kJ/(kg·K)
熱 伝 導 率	—	—	1 kcal/(h·m·°C)=1.16279 W/(m·K)
熱 伝 導 係 数	—	—	1 kcal/(h·m ² ·°C)=1.16279 W/(m ² ·K) 1 cal=4.18605 J

都営住宅機械設備工事共通仕様書

(令和2年10月)

登録番号 (●●) ●●

編集発行 東京都住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03 (5321) 1111 内線 31-141

印刷